

(仮称)東大阪市消防局・中消防署庁舎整備事業
高機能消防指令センター総合整備に関する

要求水準書（案）

平成 16 年 1 月

東大阪市

目 次

・ 高機能消防指令センターの設計及び設置に関する要求水準	
1 . 目 的.....	1
2 . 一般事項.....	1
3 . 遵守すべき法規制及び関係機関等への手続き.....	1
4 . 特許、実用新案権等.....	2
5 . 指令システム及び支援システムの基本事項.....	2
6 . 指令システムの概要.....	5
7 . 指令システム各装置の要求水準.....	10
8 . 支援システムの概要.....	43
9 . 支援システムの要求水準.....	46
10 . 設置工事に関する要求事項.....	77
11 . 支援システム更新に関する要求事項.....	79
・ 高機能消防指令センターの維持管理に関する要求水準	
1 . 目 的.....	80
2 . 一般事項.....	80
3 . 維持管理業務に関する要求水準.....	81
4 . 教育訓練に関する要求水準.....	83

．高機能消防指令センターの設計及び設置に関する要求水準

1．目的

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害事案を迅速に的確、効率的に処理し現場消防活動支援の強化を図るため高機能消防指令システム（以下「指令システム」という）及び支援情報システム（以下「支援システム」という）の整備を行う。

2．一般事項

本「要求水準書(案)」に示された要求事項に沿って高機能消防指令センター総合整備業務の設計、設置、及びその他の下記関連業務（以下「本業務」という）を行う。

（１）指令システム及び支援システムの設計

ア 実施設計

イ 工事開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）

（２）施設の設置

ア 設置工事

イ 移設工事

ウ 撤去工事および機器の廃棄

エ 工事監理

オ 指令システム及び支援システム運用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）

3．遵守すべき法規制及び関係機関等への手続き

本業務の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ・電気通信事業法及びこれに基づく政令
- ・公衆電気通信法及びこれに基づく政令
- ・電波法及びこれに基づく政令
- ・建築基準法及びこれに基づく政令
- ・消防法及びこれに基づく政令
- ・気象業務法
- ・消防防災施設整備費補助金交付要綱を満足する高機能消防指令センター仕様
（ただし、消防用高所監視施設を除く）
- ・東大阪市が定める関係条例等
- ・個人情報保護条例

- ・その他関係法令等
- ・日本工業規格（JIS）
- ・日本電子機械工業規格（EIAJ）
- ・日本電気工業会標準規格（JEM）
- ・日本電気規格調査会標準規格（JEC）

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本業務を行うにあたり必要とされるその他の条例及び関係法令等についても遵守のこと。

また、製造および整備工事に必要な官公庁並びに関連機関等に対する申請および諸手続きについては、迅速かつ適切に処理すること。

4．特許、実用新案権等

- （１） 設置する装置及び工事並びにソフトウェア等に係る、第三者の有する特許法、実用新案法、若しくは意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう、必要な措置を講じるとともに、全責任を持つものとする。
- （２） 本システムに入力したデータについては、当該所有権、使用权は、東大阪市消防局（以下「消防局」という）に属するものとする。
- （３） 本要求水準書に基づき納入された市販ソフトのうち、受注者以外の者に著作権のあるものについては、消防局に使用許諾権が発生するものとする。

5．指令システム及び支援システムの基本事項

（１） 指令システム及び支援システム基本事項

- ア 高機能消防指令システムの高機能化を図り、支援情報システム（総務・警防・予防）との連携を強化し総合的な情報システムを構築する。
- イ 長期間使用可能なシステム及び機器を目指し、ライフサイクルコストの削減に努めること。
- ウ 各機器およびシステムは、使用目的から24時間連続使用が可能なこと。
- エ システムの保守管理及びデータメンテナンス等が機能を停止することなく容易に行え、かつ機能変更や追加の作業効率、経済性を考慮したシステム設計であること。
- オ 最新の情報通信技術を採用し、通報から現場到着までの時間短縮を図るとともに、大規模災害や同時多発災害においても迅速、正確に対応できるシステムであること。
- カ 本システムは、重要な装置については二重化構成とし、無停止化を図るとともに他の機種にあってもハード設計及び設置工事において、地震等の災害

発生を考慮した設計とし、かつ不測の事態にも対応可能な信頼性の高いシステムであること。

キ 各操作台は、人間工学に基づいた操作性、機能性を重視した構造とし、各台単独処理可能な設計で、指令管制業務の指揮統制と機動性を重視した配置とし、大規模災害時、同時多発災害に対応可能なシステムとする。

ク 社会情勢の変化や法改正等によるプログラムの改造が容易であり、端末装置の増設及びシステムの拡張を有するシステムであること。

ケ 現システム及び各業務において蓄積されたデータを有効活用可能なシステム構築であること。

コ 本システムで取扱う時刻は、日本標準時に統一し、各システムで時刻統一を行い、時刻データに矛盾がないこと。

(2) 設置場所

本システムの納入場所は、下記のとおり。

番号	設置場所	住所
1	東大阪市消防局	東大阪市稲葉 1-2-1
2	東消防署	東大阪市鳥居町 3-3
3	四条分署	東大阪市南四条町 1-6
4	石切出張所	東大阪市中石切町 6-4-44
5	額田出張所	東大阪市南荘町 14-10
6	中消防署	東大阪市稲葉 1-2-1
7	北部分署	東大阪市南鴻池町 2-9-20
8	中新開出張所	東大阪市中新開 2-11-4
9	若江出張所	東大阪市若江東町 3-4-57
10	西消防署	東大阪市御厨栄町 3-1-41
11	長堂分署	東大阪市長堂 3-7-28
12	長瀬出張所	東大阪市柏田東町 12-45
13	楠根出張所	東大阪市稲田本町 2-5-10
14	足代出張所	東大阪市足代南 2-1-29
15	上小阪出張所	東大阪市新上小阪 5-81
16	大蓮出張所	東大阪市大蓮東 2-16-26

その他指令システム及び支援システム工事に関連のある場所。

(3) NTT等回線

指令システム及び支援システム設置に伴い、NTT等の回線・携帯電話の直接受信を確保し良好に通話等ができ、必要回線数を確保していること。将来回線等の増加を行う場合、容易に増設できるよう考慮すること、また将来IP電話からの119番通報に対応したシステム(万全のセキュリティー対策を行う)に対応できること、現在の回線数と必要回線数を下記に示す。

項	名称	既設回線数	必要回線数	
			容量	実装
1	119番回線(ISDN)	27(アナログ)	45	28(ISDN14)
2	119番回線(携帯)	1	10	6(ISDN3)
3	119番転送回線(携帯)	1	10	6(ISDN3)
4	指令回線(音声)	16	20	15(ア.3.4)
5	専用回線(警察等)	13	20	13
6	指令台用局線	3	5	4(ISDN2)
7	災害状況等自動案内着信専用回線	0	1	1(音源供給)
8	発信地表示データ回線	0	2	1(フルムレ)
9	構内電話交換機用専用線	0	20	15
10	指令電送用専用データ回線	0	20	15
11	事務処理用データ専用回線(9.10回線に含める)	0		

6. 指令システムの概要

(1) 指令システムの機器構成

本システム形式は総務省消防庁の定める高機能消防防災センター 型の仕様(消防防災施設整備費補助金対象となるものであること)と同等、又はそれ以上の機能を有すること。またこのシステムを構成する基本的機器は、下記に示すもの。

項	名称	数量	備考
1	指令装置		
	1) 総合指令台	6 台	常時 4 台、非常時 6 台
	2) 録音放送装置		
	ア) 長時間録音装置	1 式	多チャンネル(24CH)デジタル録音再生装置
	イ) 通話録音装置	9 式	指令台(6)・消防指揮台(1)、救急指揮台(1)で口答指導用・無線統制台(1)で内蔵
	3) 非常用指令設備	1 式	ISDN 対応(119 含む)指令制御装置機能含む
	4) 指令制御装置	1 式	ISDN 対応(119 含む)
	5) 直流電源装置		8 時間以上保証
	ア) 整流器	1 式	150A × 2
	イ) 蓄電池	1 式	700AH
	6) 多目的表示装置	9 式	指令台(6)・指揮台(2)・無線統制台(1) 車両情報、医療情報、気象、回線情報、災害情報、各種メニュー等の表示
	7) 署所端末装置		
	ア) 受令電話装置	15 台	3 署、3 分署、9 出張所
	イ) 拡声装置	15 式	3 署、3 分署、9 出張所
	ウ) 車両表示盤	15 台	3 署、3 分署、9 出張所
	エ) 無線受令装置	15 台	3 署、3 分署、9 出張所
	8) 表示盤		
	ア) 支援情報表示盤	1 面	災害件数、警報注意報、気象情報
	イ) 119 着信表示盤	1 面	
	ウ) 車両運用表示盤	1 面	100 車両
	エ) 大型汎用表示盤	2 面	100 インチ以上
	オ) 書画カメラ	1 面	
2	指揮台	2 台	
3	無線統制台	1 式	統制席 4 席(市波、救急波、府内共通波、防災相互波、全国波)
4	自動出動指定装置		
	1) 制御処理装置	1 式	
	2) 日本語プリンタ	1 式	
	3) 補助記憶装置	1 式	
	4) 外部記憶装置	1 式	

	5) 日本語ディスプレイ	9 式	指令台(6)・指揮台(2)・無線統制台(1)
	6) テーマンテナ装置	1 式	
5	地図検索装置		
	1) 制御処理装置	1 式	指令台(6)・指揮台(2)・無線統制台(1)
	2) 補助記憶装置	1 式	
	3) 外部記憶装置	1 式	
	4) ディスプレイ装置	9 式	
	5) テーマンテナ装置	1 式	
	6) 経路検索システム	1 式	
6	指令伝送装置		
	1) 指令伝送送信装置	1 式	3 署、3 分署、9 出張所、指令室
	2) 指令伝送出力装置	16 台	
7	無停電電源装置	1 式	
8	非常用発動発電機	16 式	3 署、3 分署、9 出張所、指令室
9	気象情報収集装置	1 式	
10	災害情報等案内装置	1 式	音声合成装置バックアップ用
11	音声合成装置	1 式	メンテナンス装置含む
12	無線基地局整備	1 式	改修等
13	無線前進基地局設備	1 式	改修等
14	車両動態位置管理装置		
	1) 車両動態位置管理装置	1 式	車両改造費含む
	2) ナビゲーション機能付 A V M 車載端末	50 式	
15	発信地表示装置	1 式	
16	情報転送装置	1 式	
17	支援情報システム		8. 支援情報システム参照
	1) 支援情報系処理装置	1 式	
	2) 支援情報系端末	1 式	
18	その他の装置	1 式	119 番補助受付装置 救急医療情報収集装置(移設) 大阪府医療情報他(移設) 119 番補助受付電話装置 7 台 衛星回線電話機 7 台 高所カメラ制御伝送装置
19	上記各装置の収納および固定に要するもの。 上記各装置・機器の接続に必要な器具、物品等。		

* 以上項目及び消防防災施設整備費補助金対象となる物であること。

(2) 使用条件

使用する機器およびシステムは、次の条件で正常に作動すること。

- ア 周辺温度(室内) 5 ~ 35
- イ 周辺湿度(室内) 20% ~ 80%
- ウ 屋外に設置する機器は、台風等自然災害に充分耐え得ること。

エ 24時間連続使用が可能なこと。

(3) 電氣的規格

各装置の規格は、次によるもの。

ア 制御方法 デジタル制御方式

イ 通話路方式 PCM時分割方式

ウ 有線接続等の条件

ダイヤル方式 PB式、ISDN式、IP式

線路条件 次の値を基準とするが、設置地域の電話局の条件を考慮したものであること。

・ 指令回線 3,000 以下 (ループ抵抗)

・ 119番回線

緊急デジタル回線 ISDN回線 (64kbps)

内線、局線および専用回線の条件については、(財)電気通信端末機器審査協会の定める技術基準によること。

エ 絶縁抵抗および絶縁耐圧 電気設備の技術基準によること。

オ 接地抵抗 電気設備の技術基準によること。

(4) 通信規格

ア 電話回線

各加入回線の接続条件および信号方式は、NTT等が規定する規格に準拠すること。

イ 無線回線

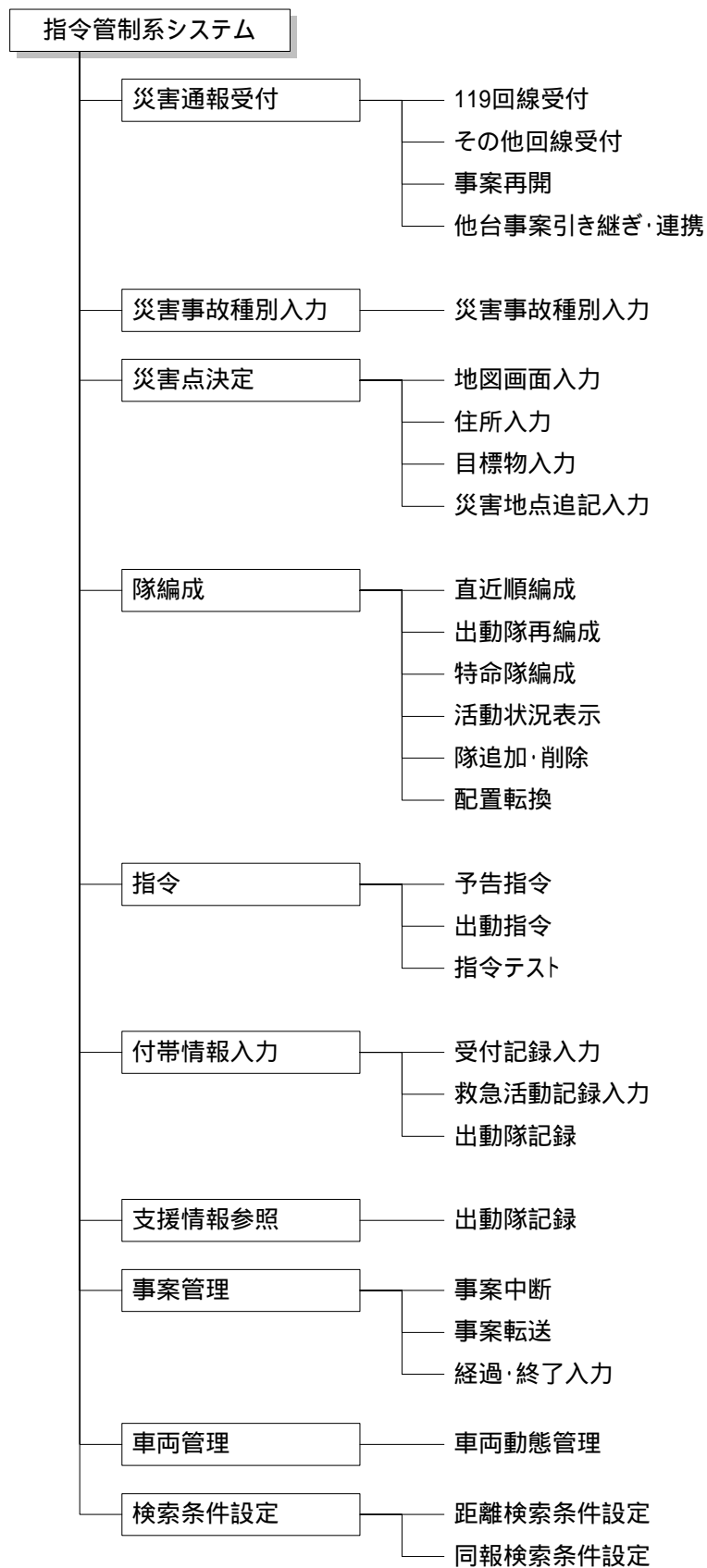
電波法およびこれらに基づく政令並びに郵政省令の基準によること。

ウ データ回線

システムの拡張性、柔軟性、発展性を考慮して各機器およびシステムを接続し、通信エラー等の不具合のないようにすること。

(5) 指令システムの運用面

指令システムの全体運用機能を次頁に示す。



ア 運用面の基本機能

(ア) 119番回線の呼び返し

119番回線の呼び返しが支障なく行えること。

(イ) 災害点の表示

119番発信地表示システムと地図検索装置での災害点表示により、瞬時に通報場所が把握できること。

(ロ) 出動指令の音声合成

音声合成装置により、通報受付を継続しながら予告指令、出動指令が可能であること。

また、有線と無線に対し同時に別々のメッセージが送出できること。さらに、市民案内・順次指令についても特別な操作を必要とすることなく有線・無線の指令と同時に対応できること。

(ハ) 車両位置および動態のリアルタイム把握

車両位置および動態のリアルタイム把握および、これに伴う最適出動隊の迅速な自動編成が可能であり、車の前部の位置表示をするもの。

また、車両に搭載されたディスプレイにおいても自車両位置だけでなく他車両位置を地図上に表示されること。

(ニ) 可視・可聴情報による出動体制の早期対応

119番受付から事案処理までの業務が全て可視・可聴情報により把握でき、災害情報の管理の迅速化ができること。

(ヒ) 情報の一元管理

各署所から入力された最新情報を迅速に一元管理できること。

(ヘ) 重要データの保護

重要データは特別に隔離し、署所端末からの入力等に影響を受けない構成とし、またデータ照会の許可、不許可についても管理できること。

(ホ) 出動隊の自動編成

出動隊の編成については、各隊の現在地をもとにした最短経路選定システム〔交差点をノード、交差点間の道路をリンクとしてデータ化し、リンクデータに付随させた様々な情報（渋滞度合い・一方通行等）に基づき時間的に災害地点から近い車両（災害地点に早く到着できる車両）を順位付ける方法〕によるもの。

(コ) 聴覚障害者への対応

指令台にて、聴覚障害者等からのメールやFAXを使用した119番通報への対応ができること。

メールやFAXでの119番通報を指令台にて受け付け、受信内容を画面表示し、台を移動することなく出動指令が可能であること。また、必

要に応じ受信内容を記録、印刷できること。

更に、聴覚障害者からの緊急通報の受付として、事前に申請のあった特定者に関して携帯電話からのメール方式による受付が可能であること。

7. 指令システム各装置の要求水準

(1) 指令システムに要求される基本的事項

通信指令管制の円滑かつ迅速を図るため、コンピュータ及び通信設備を有効に利用し、最新の技術を導入し構築するシステムであり、人間工学的な操作性に優れているものとする。また、システム管理の容易性、経済性、将来への拡張性も配慮するもの。

ア 各装置およびOSは、充分検証された実績のある信頼性の高いものとし、重要な設備・装置は2重化構成とし機器の点検、データ更新でも、コンピュータ運用が停止せず、継続して運用できる設計であること。

特にOSは自社で管理できるものとし、第三者の影響を受けることなく運用開始後のソフト改造・増設が可能であること。

イ 消防署所等の端末装置は、環境変化に調整を必要しなくとも安定運用が確保できるもの。

ウ 大規模災害に耐えられるハードの設計や設置工事を行い、ソフトウェア面においても不測の事態を考慮した設計とし、機器障害がある場合でも、前面的なシステムダウンを起こさないこと。

エ 119番通報等の受付から事案終了まで各種処理が正確かつ迅速に行え、大規模災害や同時多発災害の発生時でも処理能力が悪化しないこと。

オ 将来IP電話による119番通報を考慮したシステムとし、将来のIP電話化にスムーズに移行できること。

カ 指令管制で必要とする情報と、支援情報系システムで使用する情報は互いに連携をとりながら効率的で精度の高い消防・救急活動が行えるように活用できること。

キ 使用頻度の高い操作は可能な限り最小とし、オペレートミスをしないうよう設計すること。また、複雑な操作が必要な場合は、ガイダンス機能等オペレートミスをしないうよう設計すると共にシステム全体のテスト機能による運用訓練で操作向上が図れること。

ク 社会情勢、情報化社会の進歩に合わせられるよう、機器の機能変更や拡張およびデータ量の増加を考慮し、拡張性が容易に図れる設計とすること。

ケ 出動計画、災害種別、車両、署所、地図情報等の追加、変更、削除等のデータ変更がユーザにより容易に行えること。

- コ 既設の機器およびシステムとの連携ができること。
また、既存データに関しては移行し活用するもの。
- サ 指令回線は、本部および各署所間においてセキュリティに十分考慮したうえで音声およびデータを良好に通信できるものを構築すること。またデータ回線は、支援情報系システムのデータが安全、良好に通信できる設計とすること。

(2) 総合指令台

自動出動指定装置、日本語ディスプレイ、地図検索装置、車両動態位置管理装置、指令制御装置（有線系・無線系）、総合表示盤、録音装置等を一体型に収容した総合指令操作卓とする。各指令台では、他の指令台の影響を受けることなく操作できるもの。

なお、通常時は4席で運用するものとし、大災害時には6席で運用できること。

ア 通信系機能

- (ア) 指令台は、119番回線、加入回線、専用回線、内線、無線回線、指令回線等の全てが、音量調節ができ、良好な音質で受信及びモニターができること。
- (イ) 通信回線選択ボタンは全て着席のまま、無理なく操作できるよう配置すること。
- (ウ) 通信系の入力は、全ての操作がタッチ入力方式のマルチパネル（10インチ以上カラー液晶）にて行えること。
なお、マルチパネルは操作面に設置し、扱い者により多段式の角度調整が可能なこと。また、自動出動指定装置の入力もマルチパネルから行えること。
- (エ) マルチパネルは指令制御装置と同様に直流電源装置から電源を供給されるものとし、長時間にわたる停電時であっても蓄電池により動作できること。
- (オ) マルチパネルのバックアップ用として固定ボタンでも受付操作ができること。

イ 119番回線

- (ア) 受付は簡易で操作性が良い方法で行えること。
- (イ) 受けた回線の回線種別（119番回線）、電話局名、受付時刻（時・分）等を指令台に表示すること。
- (ウ) 受付と同時に自動録音でき、同時に即座に再生が可能なこと。
- (エ) 保留した回線を、保留順に再接続するワンタッチ保留受付、自席（扱い

者席)にて保留した回線のみを選択して自席の個別の操作部で保留受付(扱い者)および複数の保留回線がある場合は、任意の回線を選択により再接続が行えること。

- (オ) 通報内容を他の台扱者にも覚知させるため、他の指令台からモニタが行えること。
- (カ) 長時間保留された回線について、可視、可聴により自動再呼出が任意で行えること。
- (キ) 119番、内線、加入回線、専用回線通話に三者通話、割り込み通話ができること。
- (ク) 携帯電話119番を専用線で府下消防本部に、NTT回線等で府下県隣接消防本部にワンタッチダイヤルおよび短縮ダイヤルで転送できること。また、転送中はメッセージを送出できること。
- (ケ) 着信回線は次の表示等ができること。
 - a. 着信音は連続音で表示し、他回線の着信音と明確に区別して表示すること。
 - b. ただし、119番取扱い中は、着信呼出音は停止し、視覚表示のみ自動で移行し、取扱い中の事案及び指令操作に支障を生じないこと。
 - c. 着信表示音量は任意に調節できること。
 - d. 受付回線の現状の着信回線数、火災、救急、救助、その他を表示でき、通報種別毎に着信件数の集計を指定期間でデータメンテナンス装置あるいは支援情報端末装置でも表示、出力できること。
 - e. 119番の回線試験を指令台で着信することなく自動で回線試験ができること。
 - f. 着信表示は指令台で119番回線の電話局名を表示し、さらに共通受付ボタンや電話局毎の個別受付ボタンにも着信表示を行い、操作ガイドを行うこと。
- (コ) 発信地表示システムとの連動は通常モードと保守モードの2種類を有し、指令台ごとに切替えが行えること。

ウ 指令回線

- (ア) 指令回線に対し、次の指令を行えること。
 - a. 自動選択指令(自動出動指定装置と連動)
 - b. 一斉指令
 - c. 群(署別)指令
 - d. 救急一斉指令
 - e. 部呼指令
 - f. 追加・削除指令

- g. 特殊指令（内線指令）
 - h. 個別指令
 - i. 有無線同時指令
 - j. 手動指令（ベル信号送出）
- (イ) 除外機能（個別指令を除く）で、全ての指令は回線が使用中であった場合でも、使用されていない回線に対して指令が行えること。また、使用中の回線に対して、使用後に指令内容がリピートできること。
- (ウ) 指令トーンに対し、次の信号が送出できること。
- a. 火災トーン
 - b. 救急トーン
 - c. 救助トーン
 - d. その他災害トーン
 - e. 連絡トーン
 - f. 予告トーン（災害種別毎）
- (I) 指令回線監視により次に掲げる回線状態が、指令台の表示等で確認できること。
- a. 回線通話中
 - b. 接続
 - c. 応答
 - d. 確受
 - e. 緊急呼出
 - f. 端末発呼（指令専用回線）
 - g. 回線障害（指令専用回線）
- (オ) 自動選択指令時に次の機能を連動させること。
- a. 119番通話中の自動予告指令が音声合成でできること。
 - b. 119番通話中および終了後の自動指令を、音声合成でできること。
 - c. 災害種別による指令トーン信号に切り替えられること。
 - d. 自動指令の設定された時間で、昼夜間の指令回線の放送回路の自動切り替えができること。
 - e. 出動対象署所と出動対象外署所との指令トーンの識別ができること。
 - f. 出動対象署所の車両が署所で待機中でない場合は、有無線同時指令により、指令端末および無線機から受令ができること。
 - g. 何らかの原因で指令回線が断状態の場合において、自動切り替えにより無線によるバックアップ指令ができること。
- (カ) 自動選択指令時に署所端末装置で出動隊が表示できること。
- (キ) 指令時に回線が重ならなければ、各台の各席より同時指令ができること。

なお回線が使用中であった場合でも、使用されていない回線に対して指令が行えること。また、使用中の回線に対して、使用後に指令内容がリピートできること。

- (ク) 指令時に指令種別、指令時刻（時・分）を表示するとともに、全応答、全確受を表示すること。
- (ケ) 無線指令がある場合は、固定局無線と指令アンブが連動し、同時に指令音、指令内容を送出できること。ただし、固定局無線と指令アンブが連動するのは指令回線断状態の場合において、自動切替えにより無線によるバックアップ指令を行う場合のみとする。
- (コ) 指令時に指令端末装置のアンブを遠隔起動し、指令音（火災トーン・救急トーン・救助トーン・その他トーン・予告トーン・連絡トーン）を送出できること。
- (カ) 指令時に指令端末装置のアンブを遠隔起動できなかった場合には、ベル信号を送出する機能を有すること。
- (シ) 指令後、指令台の指令復旧操作により、指令端末アンブを自動的に復旧できること。また、全確受または指令台での強制切断により自動復旧が行えること。
- (ス) 内線電話機から指令台扱者を經由して署所へ指令を送出できること。
- (セ) 事案の指令記録が出力できること。
- (ソ) 市民案内サービスのテレホンサービス用に自動編集し、案内できること。
- (タ) 指令送出レベルを監視できること。
- (チ) 関係機関等（加入回線および専用回線）に対する災害等の連絡が音声合成により自動で行え、専用回線においては確受できること。

エ 加入回線

- (ア) 加入回線の着信が全台可能で、簡易で操作性の良い方法で着信順および回線選択し個別に受付ができること。
- (イ) 発信はワンタッチ操作で自動的に空き回線を選択接続できること。
- (ウ) 受け付けた回線は内線に転送できること。
- (エ) 回線を選択と同時に録音装置および即座に再生可能なメモ録音にも自動録音できること。
- (オ) 受け付けた回線に対し、ワンタッチ操作で他台に転送、三者通話、再接続、保留（保留音送出）切断が行えること。
- (カ) 回線の着信は可視、可聴で確認できる表示を行うこと。
- (キ) 着信表示音量は任意に調節できること。
- (ク) 119番取扱い中は、着信呼出音は停止し、視覚表示のみに自動で移行すること。

- (ケ) 着信表示は共通受付ボタンや電話局毎の個別受付ボタンにも着信表示を行い、操作ガイドを行うこと。
- (コ) 次の呼出し機能を有すること。
 - a. ワンタッチダイヤル
 - b. テンキーを使用した短縮ダイヤル
 - c. 日本語ディスプレイ装置画面選択により検索した病院関係機関、その他連絡先を指定し、ワンタッチ呼び出しできること。
- (カ) 呼出電話番号等の表示は通話終了まで保持すること。
- (キ) リダイヤルが可能なこと。

オ 内線

- (ア) 内線の着信が全台可能で、共通受付ボタンのワンタッチ操作で着信順および回線選択し個別に受付ができること。
- (イ) 発信はワンタッチ操作より自動的に空き回線を選択し自動ダイヤルで呼出ができること。また、テンキーによる発信ができること。
- (ウ) 接続した回線は保留(保留音送付)およびワンタッチ操作による保留再接続が可能であること。
- (エ) 次の呼び出し機能を有すること。
 - a. ワンタッチ呼出
 - b. テンキーを使用した短縮ダイヤル
- (オ) 着信回線の表示等
 - a. 回線の着信は可視、可聴で確認できる表示を行うこと。
 - b. 着信表示音量は任意に調節できること。
 - c. 119番取扱い中は、着信呼出音は停止し、視覚表示のみに自動で移行すること。
 - d. 着信表示は共通受付ボタンや電話局毎の個別受付ボタンにも着信表示を行い、操作ガイドを行うこと。

カ 転送回線(専用線)

- (ア) 府下消防本部からの着信は、共通受付ボタンによる着信順受付および回線選択し個別に受付が行えること。
- (イ) 隣接地域消防へ個別接続キーによるワンタッチ発信接続を行い、119番回線を転送できること。
 なお、転送後指令台は、次の通報を受け付けることができること。また、転送した回線に再度割込が可能なこと。
- (ウ) 転送する場合は119番回線側、三者通話をキー操作により繰り返し制御ができ、かつ、状態を表示できること。
- (エ) 次の呼び出し機能を有すること。

- a. ワンタッチ呼出
- b. テンキーを使用した短縮ダイヤル

(オ) 着信回線の表示等

- a. 回線の着信は可視、可聴で確認できる表示を行うこと。
- b. 着信表示音量は任意に調節できること。
- c. 119番取扱い中は、着信呼出音は停止し、視覚表示のみに自動で移行すること。
- d. 着信表示は共通受付ボタンや電話局毎の個別受付ボタンにも着信表示を行い、操作ガイドを行うこと。

キ 専用回線

(ア) 関係機関からの着信は、共通受付ボタンによる着信順受付および回線選択を行い個別に受付が行えること。

(イ) 着信回線の表示等

- a. 回線の着信は可視、可聴で確認できる表示を行うこと。
- b. 着信表示音量は任意に調節できること。
- c. 119番取扱い中は、着信呼出音は停止し、視覚表示のみに自動で移行すること。
- d. 着信表示は共通受付ボタンや電話局毎の個別受付ボタンにも着信表示を行い、操作ガイドを行うこと。

ク 無線回線

(ア) 救急波（複信方式）、消防波（単信方式）の発着信通話ができること。ただし、本部基地局と前線基地局は自動回線選択装置により電波強度の強い方に自動的に切替わることができるものとする。

(イ) 各台で各チャンネルの着信・接続状態を表示できること。

(ウ) 任意の複数チャンネルを一斉接続し同時送信できること。

(エ) 無線モニタが指令台のスピーカに任意のチャンネルの接続、解除が行えること。また、スピーカの音量調節ができること。

(オ) 無線の送受信レベルの監視ができること。

(カ) 移動局からの送信は、受信入力の良い局を自動選択または、任意の選択ができること。

(キ) 救急波（複信方法）は、指令台で発信可能回線との有無線接続ができること。

(ク) 台扱者の通話内容は、自動にて録音ができ、即座に再生可能なこと。

(ケ) 受信と同時に録音装置に通話と時刻を同時に録音し、再生時に時刻表示が可能であること。

ケ 庁内放送回線

- (ア) 指令台より個別に、火災予告指令と連動して庁内放送ができること。
- (イ) 指令台からのすべての庁内放送は、他の台でモニタが行えること。
- (ウ) 指令室で119番等のモニタ放送ができること。

コ その他

- (ア) 受話レベルが低い時、各指令台で受話音量の増幅ができること。
- (イ) 着信音の停止、解除がワンタッチ操作で行えること。
- (ウ) 車両運用表示盤に対して車両動態の設定入力が行えること。

サ 自己診断および監視機能

- (ア) 指令台連携の主要装置および電源系統等は二重化構成とし、障害が発生時に自動で予備装置に切り替え、可視、可聴により障害の警報を行えること。また、障害内容が記録できること。
- (イ) 自動自己定期診断機能を備えること。

(3) 録音装置

ア 長時間録音装置

指令台等で取り扱う全ての通話内容および無線機の受信された内容を録音、再モニタができること。

- (ア) 録音媒体に24チャンネル以上、実録音24時間以上連続で録音ができること。
- (イ) 装置本体は1台に2ドライブ以上実装し、次の機能を満足すること。
 - a. 1ドライブ録音 / 1ドライブ再生
 - b. 2ドライブ同時録音
 - c. 2ドライブ自動切替録音
- (ウ) 録音チャンネル毎に次の録音起動条件が設定できること。
 - a. 電話機オフフック / オンフック自動録音
 - b. 音声検出による自動録音
 - c. 外部接点制御による自動録音
- (I) 録音中でも通話音声再生ができること。また、タイムサーチ機能、前後方向に通話の順次頭出し再生機能を有すること。また、再生時には該当時刻に録音されている全チャンネルを表示できること。
- (オ) 通常再生時と同等の音質でスロー / ファースト再生ができること。
- (カ) 録音装置に障害時のバックアップ機能を有すること。
- (キ) 長時間録音装置から、録音メディア等にダビングできること。

イ 通話録音装置

- (ア) 録音、再生、巻き戻し、早送り、停止の各操作は指令台から遠隔制御できるほか、単体でも同様の操作ができること。

(イ) 録音は、ＩＣメモリ方式とし、エンドレスとすること。

(４) 非常用指令設備

指令台、指令制御装置の障害時のバックアップ用、また、指令台業務が輻輳した場合に、指令制御装置と同等の機能で各回線の発着信操作を行えること。

ア 指令制御装置の障害時であっても通常通りの操作を指令台にて運用できる機能を有するものとする。

また、その時は自動出動指定装置とも通常通りの連動ができるものとする。

イ 上記機能とは別に補助台により指令台とは独立して運用が行えること。

なお、各席（４席）には自動出動指定装置および地図検索装置を切替表示できるディスプレイ１台を備え付けているものとする。

ウ 補助台において、長時間録音装置に、常時録音することができること。また、通話録音装置により、台扱者の通話音声を録音することができること。

エ 補助台の台扱者は、同時に４人以上が操作できること。

(５) 指令制御装置

１１９番回線、加入回線、指令回線、内線、専用線、無線回線、転送回線等収容し、構成する指令台等の装置と指令通信系を制御する装置で、指令台等の各装置からの発着信接続、制御の性能を全て満足できる装置であること。

ア 信頼性を重視し、指令系システムの連続運転を確保するため、装置の二重化により障害が発生しても、他系に自動的に切替え、本システムの運転を継続させる機能を有すること。

イ 自己診断機能を有し、制御部の現用系・待機系の定期自動切替、待機系の定期試験が行えること。

ウ 指令台機能の制御や接続処理を実施し、指令台で示す回線容量および回線実装を行うこと。

エ 全回線容量の総数の範囲で任意に回線の設定及び変更が行える回路自由収容方式であること。（市町村合併等による回線の増加に対応できること。）

オ 発信地検索に関し、ＮＴＴ等に対し発呼者ＩＤの取得要求、発呼者ＩＤの受信機能を有すること。

カ 通話回線、制御回線及び電源部は二重化構造とすること。

(６) 直流電源装置

本装置は、指令装置、指令制御装置等の直流電源装置であり、整流機および蓄電池を筐体に収容し、安定した直流電源を供給するとともに蓄電池の浮動充電および均等充電が行えること。

また、障害発生時に装置を停止させることなく、復旧可能となるような構造とすること。

- ア 次の項目を監視し、表示が行えること。
 - (ア) 蓄電池電圧
 - (イ) 負荷電圧
 - (ウ) 整流器出力電流
 - (エ) 負荷出力電流
 - (オ) 受電中
 - (カ) 運転中
 - (キ) 故障発生
- イ 次の事象発生時に指令室内で確認できること。
 - (ア) 電源断時（停電時）
 - (イ) 低電圧警報（シャットダウン事前警報）
 - (ウ) 障害発生時

(7) 多目的表示装置

- ア 車両情報、医療情報、気象、回線情報、各種マニュアル、災害情報等の消防活動を支援するための情報をディスプレイに表示できること。

(8) 表示盤

本装置は、指令管制業務に必要な車両動態や病院情報、気象情報、災害情報等の状況などの支援情報等を表示するものとする。

- ア 総合情報表示部
 - (ア) 119番着信表示
 - a. 119番着信時に、通報電話局名を表示すること。
 - b. 指令台に収容する119番回線の状態を可視にて状態が把握できることにする。
 - c. 回線保留時は、表示盤に保留中であることを表示するとともに、自動出動指定装置等の事案処理した事象（火災、救急、救助、その他）を明示できること。
 - (イ) 災害表示部
 - a. 事案に対して、出動指令を出した場合、火災事案を指令順に可能な限り、または、指揮台の選択による事案を、次のとおり表示できること。
 - (a) 災害種別
 - (b) 出動区分
 - (c) 指令時刻

(d) 出動隊の活動状況

- b. 災害事案が終了したとき、または、指揮台の操作により表示が終了できること。

(ウ) 車両運用表示部

指令台からの設定情報、車両動態位置管理装置情報、署所の車両設定盤から送信される各車両の動態を、自動表示し、指令や指令に伴う各車両の状態、移動の状況を一目で判断できるもので、車両出動表示の機能を併設したものとする。

- a. 全ての指令台等の座席から、表示文字の視認ができること。
- b. 指令台および消防隊端末装置等からの入力操作により、車両状況の表示ができること。
- c. 車両搭載の端末装置からの入力により車両状況が表示できること。
- d. 次の項目を車両毎に、車両運用状況が表示できること。
 - (a) 署所各車両名称（無線呼出名称）
 - (b) 車両動態（10動態以上）
 - (c) 車両位置
- e. 表示車両数は、100車両以上が可能なこと。
- f. 表示方法は、視認性を向上させる方式とする。

(I) 気象状況表示部

- a. カレンダー、日本標準時刻および曜日を表示すること。
- b. 気象情報収集装置と連動し次の項目を表示できること。
 - (a) 気温（ ）
 - (b) 平均風速（m/s）
 - (c) 最大風速（m/s）
 - (d) 風向（16方位）
 - (e) 相対湿度（%）
 - (f) 実効湿度（%）
 - (g) 気圧（hPa）
 - (h) 雨量（時間雨量および総雨量）(mm)
- c. 気象台から発表される予報、注意報、警報等の気象情報を指令台等を入力し、表示できること。
 - (a) 天候・予報、注意報、警報の区分・種別
 - (b) 発表および解除の日時
- d. 情報を後日確認できるとともに、メンテナンス装置等で集計等ができること。
- e. 気象情報は各署所でも端末等で確認できること。

(オ) 統計情報表示部

a. 受信件数

(a) 119番受信件数/日(災害種別毎)

(b) 転送受信件数/日(災害種別毎)

(c) 緊急通報件数/日(災害種別毎)

b. 災害件数

災害種別毎に本日および月累計並びに本年累計が表示できること。

c. 情報をメンテナンス装置等で集計および出力ができること。

d. 情報は各署所でも端末等で確認できること。

イ 大型汎用表示盤

指令管制業務中の係員が、情報を共有化する目的で、指令台等のCRT画像等を100インチ以上のディスプレイ2台に表示できること。

また、高所監視カメラ映像については、将来高所監視カメラが設置された時速やかに映像が受信できること。

(ア) 制御映像

日本語ディスプレイ装置、地図検索装置等のディスプレイ情報やテレビ映像などの画像・映像を制御し、汎用的に表示させるものとする。

a. 病院運用情報

b. 各指令台CRT情報

c. 映像情報

(a) 書画カメラ画像

(b) アメダス情報等の気象画像

(c) VTR再生画像

(d) 商用テレビ(BS放送、ケーブルテレビなどを含む)

(e) 高所監視カメラ画像(接続準備のみ)

(イ) 制御機能

a. 任意の情報をマルチディスプレイ2台其々に4分割表示ができること。

b. 全画面拡大、各個別画面表示が可能で、また表示位置を指定できること。

c. ズームが可能であること。

d. 録画再生機能を有すること。

e. 映像操作卓に音量調整可の音声モニターおよび映像用モニターを設置し、任意の映像を選択表示ができること。

f. 作戦会議室および警防本部で任意の映像を大型モニターで選択表示ができること。

ウ 書画カメラ

指令室に設置し、書類、写真、資料、メモをカラーカメラで撮影し、災害時の情報伝達手段として、映像信号を出力すること。

- (ア) 名刺サイズからA3サイズの書類を、鮮明なカラー画像で大型汎用表示盤に映し出せること。
- (イ) 低照度でも鮮明に映し出せること。
- (ウ) カラーカメラは高解像度でズームイン・アウトの機能を有すること。

(9) 署所端末装置

ア 受令端末電話装置

指令台からの指令受信時における自動応答制御および庁内放送制御を行うための装置であること。

指令台からの出動指令を受令する受令部、所属車両の状態入力部およびその状態を表示するLCD表示部が一体となったコンパクトな構造であること。

- (ア) 指令台からの指令時(一方向指令の場合) 指令起動信号の受信により自動的に受令電話装置は応答し、内臓のモニタスピーカから指令内容が出力されること。
- (イ) 指令応答時、指令台に応答状態(自動応答または未応答)を通知することができること。
- (ウ) 自動指令受信時には、受令電話装置が自動応答するとともに放送アンプを起動し、放送系統制御信号により自動的に系統を選択し該当のスピーカから庁内放送されること。また、放送系統は、自動出動指定装置と連動することにより災害種別や昼夜設定により全スピーカからの一斉放送や各仮眠室等のみの個別放送等ができること。
- (エ) 手動指令受信時には受令電話装置が自動応答するとともに放送アンプを起動し各署所にて事前に設定されている系統を選択し該当のスピーカから庁内放送されること。
- (オ) 手動指令時、指令台扱者のアンプ起動操作より、各署所の放送アンプを強制起動し全スピーカからの一斉放送を行うことができること。
- (カ) 受令電話部の指令起動に連動して、自動的に指令内容の録音ができること。
- (キ) 指令中、受令電話装置の緊急発進操作により指令台に発信し、応答した指令台と相互通話ができること。
- (ク) 指令中、受令電話装置の確受操作により指令台に確受信号を通知するとともに端末およびアンプの復旧を行い指令放送を停止できること。
- (ケ) 指令台の指令復旧操作により端末および放送アンプの復旧を行い、指令

放送を停止すること。

- (コ) 指令台からの個別呼出時（1回線単独呼出による相互通話）には、受令電話装置側がベル呼出され応答操作（送受話器オフフック）により、指令台との相互通話ができること。
- (カ) 音声指令回線の障害時には、障害発生を可視可聴にて表示し、指令台にも障害信号を通知し障害署所を表示すること。
- (キ) 音声指令回線の障害時には、受令電話装置は自動的に無線指令待機状態になること。また、指令台での障害検出後、自動指令時には無線連動することにより無線回線にて指令内容を通知する有線回線バックアップ指令ができること。無線連動にて通知された指令内容は各署所の無線受令機にて受信され、無線受令機からの外部出力を受令電話装置に入力することにより、自動的に放送アンプを起動し庁内放送することができること。
- (ク) 音声指令回線が空きの場合、受令電話装置の送受話器をオフフックすることにより指令台に発信し応答した指令台と相互通話ができること。
- (ケ) 放送アンプに接続されている電話機より庁内放送ができること。マイク放送操作により放送アンプから自動的にチャイムが放送できること。
- (コ) 回線監視信号により指令台と受令電話装置間の線路監視を行うこと。
- (カ) 受令電話装置の操作により擬似的に回線障害状態または回線ループ状態にすることにより回線試験ができること。
- (ク) 受令電話装置の電源障害やヒューズ断および回線障害の検出時、障害表示し警報ブザーを鳴動できること。

イ 拡声装置

- (ア) 各本署（本部庁舎含む）、出張所に設置し、指令情報受信時に受令電話装置と連動し、庁舎内のアンプ起動を行い、スピーカ放送できること。

ウ 車両表示盤

- (ア) 各本署、出張所に設置し、消防車両の現況と出動指令を表示できること。
また、1車両あたりの表示項目は、主要4動態（出動・業務・待機・整備）の表示ができること。

エ 無線受令装置

受令電話装置故障や指令回線障害時等、指令制御装置から受令電話装置へ指令受信不能時に、指令情報を受信する装置である。

- (ア) 無線受令装置で受信した指令情報は自動的に拡声装置を起動し、庁内放送ができること。

(1 0) 指揮台

本装置は、総合指令台に対して、指令業務を指揮監督するための装置で、総合指令台として、次の機能を有していること。

- ア 総合指令台の全ての機能を装備している他、単座席の構造とすること。
- イ 各指令台の各回線通話状態および指令中の状態が監視できること。

(1 1) 無線統制台

本装置は、消防無線（最大10チャンネル以上）の交信、無線機の障害監視表示および電界強度の強い局を自動選択等の無線制御を行えること。

- ア 主要部分は指令台の構造とし、総合指令台の全ての機能を装備していること。
- イ 統制席部分は任意の消防無線を扱え、一斉発進も可能とする。
- ウ 送受信はヘッドセットまたはハンドセットを選択し行えるものとする。
なお、本席は指令台の通信系の扱いを行えるものとし、119番回線の受付も行えること。
- エ 座席は4席とし、それぞれ独立して運用できるものとする。
- オ 無線機の障害監視を行い表示ができること。
- カ 各指令台の送話音と受送中表示を本装置にてモニタできること。
- キ 送受話レベル表示ができること。
- ク 音量調整およびスケルチ調整が行えること。
- ケ 着信時に電界強度の強い局へ自動または、手動で回線切替え（手動/自動切替えと表示、基地局選択表示）ができること。
- コ 複数チャンネルの組み合わせを任意に選択できること。

(1 2) 自動出動指定装置

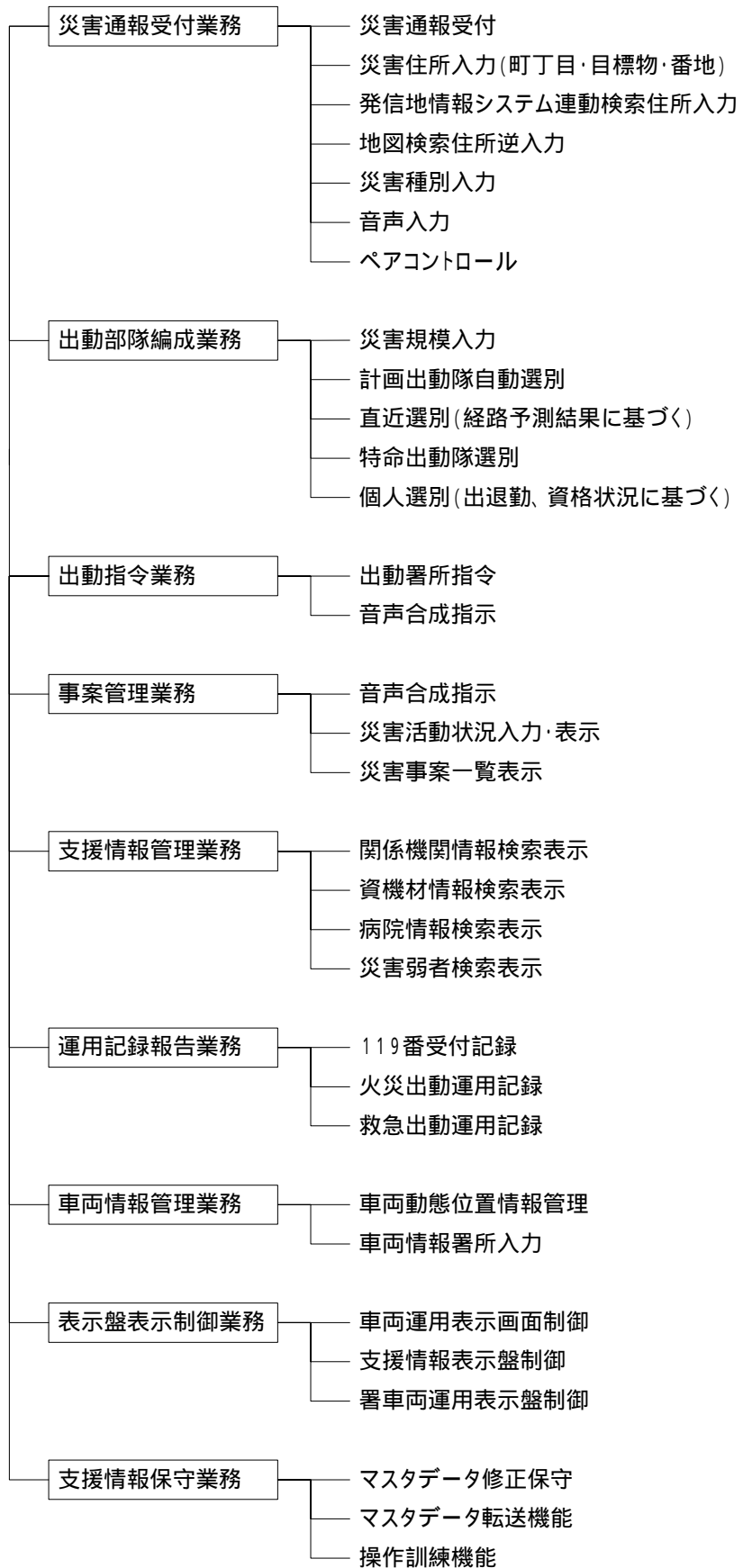
本装置は、高機能消防指令システムの中核となるコンピュータで情報系機器に対して連動・制御を行うもので、119番等の通報受付から出動指令までの指令管制が、迅速かつ的確にできること。また、事案に対する情報の入力および運用の記録等を処理できること。

操作はマウス及びキーボード入力操作で行うことができるものとし、指令台のマルチパネルも併用することができること。

また、表示部と操作部は別装置となっており、訂正や連続操作が容易に行え、かつ交換時でも業務に支障を与えないこと。

ア 業務処理機能

自動出動指定装置の基本的業務処理体系は次頁の通りとする。



業務処理機能		内 容
災害通報 受付業務	災害通報受付	指令台の119番着信に連動して、町名一覧を表示すること。
	災害住所入力	通報により、災害点を町名、番地、あるいは目標物を検索して入力できること。
	発信地表示システム連動検索住所入力	発信地表示システムと連動して災害点を指定できること。
	地図検索住所逆入力	地図検索装置でスクロール等により決定した災害点を取り込み、入力することができること。
	災害種別入力	火災・救急・救助などの災害の種別を入力できること。
災害通報 受付業務	音声入力	目標物検索等において音声入力により検索できること。また、部分一致検索一覧表示機能をもつこと。
	ペアコントロール	2席から1事案の入力が行えること
出動部隊 編成業務	災害規模入力	災害の規模として第1出動～第4出動などを入力できること。
	計画出動隊自動選別	あらかじめ登録された出動計画を表示し、出動隊の編成をおこなえること。
	直近選別	災害発生地点から一番近い部隊を優先して、必要に応じた編成・出動を行えること。
	特命出動隊選別	出動隊の任意編成や、追加・削除編成を行えること。
	個人選別	勤務条件に基づいた隊員を優先して編成・出動を行えること。
出動指令業務	出動署所指令	編成した出動隊の署所、待機署にそれぞれ出動指令を行えること。
事案管理業務	災害個別情報表示	現在処理中の災害救急事案の個別情報を表示すること。
	災害活動状況入力表示	現着、引揚などの活動状況を、時刻とともに入力できること。
	災害事案一覧表示	現在処理中の災害救急事案の一覧を表示すること。
支援情報 管理業務	関係機関情報検索表示	災害に関連した関係機関と連絡先を一覧表示すること。
	資機材情報検索表示	各署所や車両に配備された各種警防資機材の保有情報を一覧表示すること。
	病院情報検索表示	病院名やその状況(診療可否、空きベッド数、連絡先など)を一覧表示すること。
	災害弱者検索表示	災害点付近の災害弱者を検索表示すること。
運用記録報告 業務	119番受付記録	119番の回線受付状況を自動記録し、プリンタに編集出力すること。
	火災出動運用記録	災害事案の個別情報を、運用記録としてプリンタに編集出力すること。
	救急出動運用記録	救急事案の個別情報を、運用記録としてプリンタに編集出力すること。
車両情報 管理業務	車両情報入力	車両の状況(待機・出動・業務・整備)を入力できること。
	車両情報署所入力	車両の状況を署所の端末から入力できること。

業務処理機能		内 容
表示盤 表示制御	車両運用表示盤制御	入力された車両状況を、大型汎用表示盤に表示すること。
	支援情報表示盤制御	入力された気象観測情報や災害件数等を総合的に表示すること。
	署車両運用表示盤制御	入力された車両状況を、管轄署・隊の車両毎に分け、署車両運用表示盤に表示すること。
支援情報 保守業務	マスターデータ修正保守	各種支援情報の追加・訂正・削除等を行えること。
	マスターデータ転送機能	支援データターミナルで修正したデータを制御処理装置にオンライン転送できること。
	操作訓練機能	修正したマスターデータは、リストで確認するだけでなく、運用に影響を与えないで動作させて確認できること。また、業務とは切り離して自由に操作訓練が行え、指令員の習得が容易に行えること。

イ 災害通報受付業務

119番着信受付にて得た災害通報情報により、災害の発生場所・災害種別・災害規模の判断決定することにより、出動車両の決定、該当署隊への出動指令、および車両状況の管理が行えるものとする。

(ア) 通報受付処理 119番受付と同時に受付た電話局に対応した町丁目一覧をディスプレイ画面に表示し、扱い者が通報内容により入力可能な画面レイアウトとすること。

(イ) 災害点決定処理

a. 通報内容に応じて、町丁目検索、番地検索、目標物検索及び音声入力検索による災害の決定を行えること。

b. 町丁目一覧・目標物一覧が画面に表示されていれば繰り返し災害点の入力が行えること。

その際、地図用ディスプレイには災害点付近の詳細地図を自動連動表示できること。

c. 町丁目検索

電話局管内毎に町丁目一覧が50音順で画面に表示できること。

また町丁目一覧表示中に頭文字(1~2文字)を指定することにより指定された電話局・頭文字に該当する町丁目一覧を表示できること。また、音声入力による検索が可能なこと。

d. 番地検索

町丁目または目標物の入力により災害点が決定された後に、番地による詳細災害点決定が行えること。

入力された番地データが存在しないときは、エラーとせず、その番地の直近下位の番地を中心とした詳細地図を地図等検索装置に連動表

示すること。

また、音声入力による検索が可能なこと。

- e. 目標物検索（複数分類の組み合わせでも絞込みがおこなえる）
目標物の検索条件は、電話局・目標物分類・頭文字（0～12文字）とし、指定により該当する目標物を50音順で一覧表示すること。
目標物一覧から災害住所を指定する際は、マウス入力により指定が行えること。
また、音声入力による検索が可能なこと。
- f. 地域指定目標物検索
災害住所入力後の目標物検索では、全目標物分類より当該住所の目標物が一覧表示できること。
また検索条件に頭文字を指定できること。
目標物一覧から災害住所の指定が行えること。
- g. 発信地表示システム連動検索
発信地要求釦を操作することにより通報者の住所・氏名等を検索することができ、通報者住所の詳細地図を地図等検索装置に連動表示すること。
また、通報者住所が災害点の場合はそのまま災害点住所として活用できること。また、建物台帳があれば指令画面に自動表示させること。
- h. 地図逆入力
地図等検索装置に表示されている地図上から住所、または目標物の入力が行えること。また、地図をタッチすることにより、建物台帳等を表示させること。
- i. 音声入力
目標物や住所等の名称を音声にて入力し、検索結果を表示できること。
- j. ペアコントロール
2席から1事案に対し同時に入力ができること。

ウ 出動部隊編成業務（直近選別+個人選別）

災害点、災害種別、災害規模の指定後、出動車両編成画面に切り替わり災害発生地点から到着時間的に一番近い部隊を優先して必要に応じた車両編成を自動選別表示できること（直近選別）。

車両選別は、必要に応じて任意の車両を追加、削除することにより自由に車両編成が行えること。

また、出退勤状況及び資格情報といった勤務条件を元に車両に乗り込む隊員を選別できること（個人選別）。

(7) 特命選別

特命選別の車両選別方法は、現在出動可能な車両を一覧表示し、タッチ入力により選別が行えること。

(4) 車両状況管理処理

車両あるいは署所からの車両活動状況の表示を行うことができること。
また、同装置からの状況入力も可能なこと。

(5) 職員勤務条件管理処理

各署の職員出退勤状況及び資格情報を管理できること。
また、同装置からの状況入力も可能なこと。

エ 出動指令業務

災害点、災害種別による車両編成及び出動隊員が決定した後に、各署に対して出動指令が行えること。

(7) 出動署隊指令

- a. 出動指令先の指定は災害種別毎に全署または出動署隊等の指定が行えること。
- b. 指令トーンは、全署同一または出動署は出動トーン、待機署は待機トーン等の組み合わせが災害種別毎に行えること。

(4) 出動指令書出力

署隊の指令電送出力装置に対し、災害点の地図付き指令書を出力させること。

指令書には事案、指令時刻（年、月、日、時分）、災害種別、災害住所、出動車両、出動隊員、地図頁等の項目を盛り込むこと。

オ 事案管理業務

火災・救急・救助・その他に伴う部隊活動、災害経過状況等の災害情報に対する記録業務、報告業務、履歴管理業務を行い、日本語プリンタに出力ができること。

(7) 災害・救急・救助・その他事案管理

現在発生している各事案を同時に複数管理することができ、管理中の事案内容を1事案毎に画面表示すると共に必要項目に情報の入力が行えること。

また現在処理中の事案一覧を画面に表示できること。

(4) 車両・署所、指令台及び入力部からの車両状況の更新が行えること。

(5) 管理事案毎に追記項目として日本語カナ漢字変換処理を使用して任意文字入力が行えること。また項目名称については災害・救急・救助・その他の種別に設定できること。

カ 支援情報管理業務

現場活動に必要な各種情報を管理し、また、画面上部の「支援」のボタン操作により内容を画面表示できること。

(ア) 一般支援情報表示処理

一般支援情報の一覧や、個別情報の表示が行えること。

また、個別情報の内容が1画面に表示しきれない際は、次頁処理にて画面を変更できること。

(イ) 資機材情報表示、災害弱者検索表示処理

活動に必要な資機材情報（資機材名、配置場所等）を表示することができること。

また、保有数の更新も行えること。

(ロ) 病院情報管理処理

全病院の各種情報（当番医、手術可否、空床数）等を表示できるとともに診療科目別、当番医別、地域別に検索表示ができること。

また、入力部からの状況入力が可能なこと。

(ハ) 日本語入力処理

各事案の追記入力等で使用する日本語入力は、カナ漢字変換にて漢字変換が行え、JIS第1水準・JIS第2水準対応していること。

キ 運用記録報告処理

(ア) 災害・救急運用記録処理

事案が終了した際は、その事案情報を自動にて日本語プリンタに印字できること。

また、管理中の事案では釦操作によりその都度事案情報の印字が行えること。

事案終了時の運用記録の内容は、災害住所、災害種別、災害規模、出動車両、各出動車両の活動時刻、受付時刻、指令時刻、住宅地図帳頁、追記文字情報等が出力できること。

(イ) 通信記録、回線別通信記録処理

指令台で受付けた通信状況（受付席、開始終了時刻、内容等）を表示することができること。

また、回線種別ごとの表示も行えること。

(ロ) 119番統計処理（当日・前日）

当日119番通報を切断時刻をもとに時刻別、内容別に24時間分統計表示することができること。

また、前日24時間分統計も表示することができること。

なお、携帯電話からの119番通報に対して転送先の統計も管理できる

こと。

ク 車両情報管理業務

指令管制業務を遂行するうえで必要な車両の状況および位置を管理できること。車両位置データは、地図検索装置に送信できること。また、現場活動に必要な各種支援情報を管理すること。

(7) 車両表示制御処理

画面上部の「車両一覧」のボタン操作により車両の現状況を全車両表示でき、また状況入力する車両が画面上に表示されていなくとも状況の入力が行えること。

ケ 支援情報保守業務

(7) 本体オンライン登録処理

各種マスタファイルの生成、データ登録、修正、更新、削除を容易に行えること。

また、支援データターミナルにて更新したデータは、本体装置にオンラインにて登録が行えること。

(1) オンラインデータ転送処理

自動出動指定装置と地図検索装置とで共通して使用できるデータ（町丁目、目標物）の更新は、各装置毎に行わず支援データターミナルにて修正した内容をオンラインによるデータ転送にて地図検索装置に登録が行えるようにすること。

(ウ) テスト運用

更新したデータを運用と同一画面で確認が行えるテスト運用を可能とすること。

但し、テスト運用中の端末は他台とは切り離し、稼働中の他の台には影響がないものとする。

コ 機器構成

使用機器は、業務に支障がなく、快適で正常に作動すること。また、業務の特殊性から信頼性の高い機器とする。

(7) 制御処理装置

(1) 補助記憶装置

(ウ) 外部記憶装置

(1) コンソールディスプレイ

(ウ) 日本語ディスプレイ装置

119番等の受付から出動指令までの指令管制の処理や、災害活動のための支援情報を検索出力等の操作ができること。

(カ) 日本語プリンタ

(f) データメンテナンス装置

指令台として、119番等の受付から出動指令までの指令管制の処理や、災害活動のための支援情報を検索出力等の操作ができること。

(g) 制御処理装置

- a. 制御処理装置
- b. 外部記憶装置
- c. ディスプレイ
- d. 日本語プリンタ

(13) 地図検索装置

本装置は、磁気ディスク方式による地図等検索装置であり住宅地図・属性情報・支援情報等を入力保存し、また、自動出動指定装置と連動して、災害等受付時に迅速かつ確に目的の現場付近の詳細地図を表示できるとともに、その他の支援情報も画面右の日本語メニューより容易に検索表示が行えることとし、次の機能を有すること。

ア 検索機能

(ア) オンライン連携

119番通報時に、自動出動指定装置の操作に連動して災害点の地図、図面等の表示および災害点マークの自動付加が行えること。

(イ) 索引地図検索

切り替えにより詳細地図、広域地図を、同一地点にて相互に関連付けて検索できること。

(ウ) 災害地点検索

- c. 自動出動指定装置との連動、地図等検索装置のローカル検索いずれの方法でも検索ができること。
- d. 町名および目的物をウインド表示で地図検索できること。

(エ) 支援情報検索

地図上の対象物等の関連資料がオンラインおよび単体で検索・表示ができ、その情報の拡大・縮小およびスクロールが可能なこと。

イ 表示機能

(ア) スクロール表示

表示中の地図をマウス等で途中停止することなく連続移動が可能なこと。また、速度の調節が容易にできること。

(イ) 地図表示

検索された属性情報（住所、目的物等）の位置をディスプレイの中心にくるよう表示できること。

(ウ) 支援情報表示

検索された支援情報の表示をできること。

(イ) 属性表示

属性情報一覧（住民基本情報・災害弱者・消防水利・危険物等）を選択するだけで、災害地点周辺の必要な情報を、地図上に重ねて表示できること。

(オ) 届出情報

署所で登録された届出情報（火煙情報、水利不能、道路障害情報）を表示できること。

(カ) 車両位置表示

地図上に車両マークを重ね合わせて表示できること。

ウ 補助機能

(ア) 拡大・縮小

表示地図（ユーザーレイヤを含む）の拡大・縮小ができること。

(イ) スケール表示

災害点を中心とした同心円を表示すること。

(ウ) 距離等計算

任意の数点間を連続的に位置指定した線分の区間距離と累計距離および面積を表示地図縮尺で自動換算して表示できること。

(イ) 地図切替え

異なる地図について同一地点の切替えが行えること。

(オ) 保留・再表示

通報が重複した場合、表示された情報（地図・画面等）を、一時保留させて日本語ディスプレイ情報を基に次の地図に移行できること。また、簡単なマウス操作により保留したイメージ情報をディスプレイ上に再表示できること。

エ 保守機能

(ア) 支援図面登録

地図上の目標物、家屋とそれらに関連する各種支援情報を関連付けて登録できること。

(イ) 属性情報登録

支援情報と関連した属性情報をベクトルデータで管理し、表示された地図上の任意の場所に属性情報（消防水利・災害弱者・道路工事区間・危険物施設名等）に関連する各種マークを重ねて登録することができること。

オ 出力機能

(7) 地図・画面の出力

ディスプレイ上に表示された住宅地図をプリントアウトできること。
また、地図ページ番号、項、横軸縦軸を細分表記し反映出力できること。
また、プリントアウト画面のつなぎ目にオーバーラップ部分を設ける。

(1) 属性情報の出力

登録されている属性情報等を項目別にメンテナンス装置で印刷できること。

カ その他の機能

(7) 災害点の逆入力機能

地図検索装置の画面上で災害点を決定することにより、災害点の住所を自動出動指定装置に自動的に入力できること。

キ 機器構成

使用機器は、業務に支障がなく、快適で正常に作動すること。また、業務の特殊性から信頼性の高い機器とする。

(7) 制御処理装置

(1) 外部記憶装置

(ウ) 日本語ディスプレイ装置

(I) データメンテナンス装置

a.制御処理装置

b.外部記憶装置

c.日本語ディスプレイ装置

(14) 経路探索システム

出動隊編成時に、署所待機中の車両は署所を、署外活動中の出動可能車両は動態位置管理装置の位置情報を起点に、災害地点との時間直近検索を行い、災害地点到着順位の隊編成が行える装置であること。

ア 機能

(7) 自動出動指定装置と連携して隊編成が行えること。

(1) 交差点をノード、交差点間の道路をリンクとしてデータ化しリンクデータに付随させた様々な情報（渋滞度合い・一方通行等）に基づき時間的に災害地点から近い車両（災害地点に早く到着できる車両）を順位付ける方法とする。

(ウ) ノードおよびリンクデータは職員にてメンテナンスができること。

イ 機器構成

使用機器は、業務に支障がなく、快適で正常に作動すること。また、業務の特殊性から信頼性の高い機器とする。

(ア) 制御処理装置

(イ) 日本語ディスプレイ装置

(15) 指令伝送装置

本装置は、出動指令の操作と連動し、自動出動指定装置から指令伝送出力装置に対して出動指令書情報を当該署所に一齐に配信できること。

ア 指令伝送送信装置

(ア) 専用線を利用し保証された通信速度を確保する。

(イ) 支援情報系LANと署所ワークステーションとのネットワーク接続が行えること。

イ 指令伝送出力装置

本装置は、指令伝送送信装置から情報を指令プリンタにて災害地点付近の地図を出動指令書に合成して出力する装置であること。

(ア) 自動出動指定装置の自動指令に連動し、指令書が出力されるものとする。

なお、指令書はA4カット紙とし、災害点付近を18cm四方以上の大きさで印字できること。

(イ) 指令伝送出力装置、端末制御装置等に安定した電源の供給と停電時の保証時間を10分間以上供給する無停電電源を備えること。

(16) 無停電電源装置(CVCF)

本装置は、自動出動指定装置および地図検索装置等に安定した電源の供給また、停電時等に電源を遮断なく供給できること。

ア 機能

(ア) コンピュータ設備に対して安定した電源を供給すること。

(イ) 蓄電池によるバックアップ時間はシステムが安全に完了できるまでの時間とする。

(17) 非常用発動発電機

本装置は、停電時に消防局、各署所において指令システム及び支援システムが遮断することなく電源復旧まで電源を安全に供給できること。

ア 機能

(ア) 信頼性の高い方式を選定すること。

- (イ) コンピュータ設備に対して安定した電源を供給すること。
- (ウ) 発電機の容量については、災害時を想定した業務に必要な負荷を考慮すること。

(18) 災害要援護者向け緊急通報受付システム

災害要援護者（聴覚障害者等）に対し、一般に市販されているGPS機能付き携帯電話を利用し、自宅及び自宅以外からの通報を可能とするものである。

ア 機能

通報者は、携帯電話事業者を経由し本装置に接続する。そして通報された災害分類、災害点を登録すること。本装置は、登録された情報を元に指令台に対し着信である旨を通知すること。指令員は受付操作により、通知内容の確認を行い部隊編成及び指令処理を行えること。

指令後、通報者に対して受付の旨を通知すること。尚、登録情報が不足し部隊編成、指令処理が行えない場合においては、通報者に対し登録を補うよう通知できること。

精度の高い位置情報が検知されている場合は、その情報をもとに、当該住所目標物等を通報者に返信し、その中から選択、確認、階情報等の追加を行えるようにすること。また、いずれの通報においても、切断後、メール等により消防局から呼び出しが可能になるようにする。

(ア) 通報受付

- a. 携帯電話からのメールによる通報の受付ができること。
- b. 着信時にはリンガ音や着信メッセージのポップアップ等、着信のあったことが確実に把握できること。

(イ) 通報者情報確認

通報者があらかじめ登録する各種情報の確認が行えること。

(ウ) 地点決定

a. 座標情報

- (a) 携帯電話からの、位置座標の座標情報と精度情報をもとに、位置座標の精度を自動的に判別し、既定水準以上の精度の場合は座標情報をもとに地図等の入力処理により地点決定を行えること。
- (b) 位置座標の精度が既定水準以下の場合は、通報者に対し最寄りの目標物住所等の参照情報を返信できること。
- (c) 通報位置座標が明らかに市外であると特定した場合は、指令台からの指示によりその旨を通報者に通知できること。
- (d) 携帯電話との接続がされている場合は、携帯電話に市外である旨、

指令台から通報が行えること。

b. 住所情報

あらかじめ通報者が登録している住所からの通報については、送信された情報をもとに災害点の絞りこみを行う。また、この情報をもとに地図等への入力処理により地点決定を行えること。

c. 目標物情報

(a) 通報者から送信された位置座標の最寄りに大型建物があると判断される場合は、通報者側より建物内かその近くであるかを指令台側へ通報が可能であること。

(b) 大型建物の場合は、階情報等参照情報を入力可能とすること。この時点で災害点の登録を行う。

d. 出動確認

指令後、通報者に対し出動した旨を自動あるいは手動によりメッセージにて通知すること。通報者に対し、メッセージおよびバイブ等により、通知を認識させる事ができること。

e. 情報通知

通報者が、通報後事前に応急措置等を必要とする場合は、必要とする対処方法を通報者に対し、メッセージ等によりできること。

f. セキュリティ

ネットワークのセキュリティについては、ネットワークの構成を含め万全とすること。ネットワークの接続に関しては専用線とすること。本通報の利用者以外からの通報を受付け不能とすること。

g. 操作連続性

本通報は通報から出動確認までの間、一連の操作の流れで行えるようにすること。

h. 通報者情報登録

通報者の情報登録は、書面により行われるものとし、通報者の情報を一括または、個別に登録を行えること。

i. 通報ログ

通報者が通報した情報をログとして保存可能とすること。

j. バックアップ

通報者情報および通報ログをバックアップ可能とすること。

k. 本人確認

通報時、通報者が事前に登録されているものであることを確認可能であること。また、暗証番号等により、いたずら、間違い通報等の防止が行えること。

l. システム耐久性

システムは24時間365日無停止運転が可能とすること。また、停電等の場合においてもシステムは停止しないこと。

m. 障害検知

システムの障害を検知・通知可能な仕組みを有すること。

イ 機器構成

使用機器は、業務に支障がなく、快適で正常に作動すること。また、業務の特殊性からセキュリティ及びウイルスに十分注意し、信頼性の高い機器とする。

(ア) Webサーバ

(イ) アプリケーションサーバ

(ウ) データベースサーバ

(エ) システム管理者端末

(オ) 運用管理システム

(カ) ログ管理システム

(19) 無線設備

本装置を構成する各装置は、長時間の使用に耐える構造であり、かつ他の装置に影響なく安定運用できなければならないと共に下記の事項を満足するものであること。

デジタル無線については、本業務では対象外とするが、将来変更時を考慮すること。

ア 環境条件

各機器は、機械室に設置し、異常なく動作すること。

イ 電氣的条件

(ア) 電氣的雑音を防止し、電波障害を他に与えないこと。

(イ) 電源電圧は、機器定格電圧 $\pm 10\%$ 変動範囲でも正常に動作すること。

(ウ) 電気回路には、保護装置を設けること。

ウ 概要

(ア) 本装置は、基地局型として保守点検が容易に行える構造であること。

(イ) 本装置は、指令台・指揮台・無線統制台と接続し操作運用できること。

(ウ) 通信方式および指定周波数は次の通りとする。

a. 通信方法：消防系 単信方式 ・ 救急系 複信方式

b. 運用波 : 市町村波 1, 2, 3

府内共通波

全国波 1, 2, 3

防災相互波
救急波

エ 仕様

基地局用無線電話装置は現用、予備を搭載型(現用型)とし、無線装置は、電波法設備規則の形式検定に合格していること。

オ 機器の定格および機能(基地局用無線電話装置)

近畿総合通信局から免許されている設備のセット替えとするが、全国波の2ch、3chは新設備として免許取得を含むこと。

カ 無線制御器

(ア) 本装置は、事務室や作戦室に設置する無線制御器であり消防無線並びに救急無線の送受信操作を行う装置であること。

(イ) 消防無線並びに救急無線の送受信操作が、良好に行えること。

キ 切替器

作戦会議室に設置する無線統制器で、無線の送受信を行う卓上電話器型の無線制御器と構造的に一体化して無線制御器より切替制御できること。

(20) その他設備

ア 気象情報収集装置

本装置は、気象情報を記録するために、気温、湿度、雨量、気圧、風向、風速などの気象要素を測定し、データロガーで収集、情報表示盤へ表示および自動出動指定装置に送出し指令書に反映するとともに、演算した結果および日報・月報を印字出力すること。

なお、本装置は気象庁検定付とすること。

(ア) 測定項目の範囲は下記とすること。

- a. 風向：全方位、0～360度方式±5度以内
- b. 風速：0～60m/s 10m/s以下±0.5m/s以下、10m/s以上±0.5%以下
- c. 温度：-50～+50 ±5 以内
- d. 湿度：0～100%±5%以内(相対湿度/実効湿度)
- e. 雨量：0～100mm±3%以内(全署所の雨量)
- f. 気圧：940～1,040hPa±1.0hPa
- g. 天候：晴れ、曇り、雨、雪等

(イ) 構造

- a. 堅牢にして長期の使用に耐えうる構造とすること。
- b. 架体構造は鋼板製であること。
- c. 架体の実装方法はプラグインユニット方式とし、容易に保守点検できること。

- d. 風向風速計指示器
- e. 風向指示器
- f. 風速指示器
- g. データロガー

(ウ) 仕様

使用機器は、業務に支障がなく、快適で正常に作動すること。

イ 音声合成装置

本装置は、自動出動指定装置で管理される災害事案情報に基づき蓄積音声合成音にて、予告指令および出動指令等を行えること。

(ア) 機能

- a. 指令台の受付処理操作から予告指令出力の条件が満たされた場合、自動にて予告指令内容を音声合成させ、当該署所および当該車両端末に予告指令が行えること。
- b. 出動指令操作時、音声指令を合成音にて送出できることとする。
- c. 各台で編集した気象情報および指令管制に必要事項を、署所に放送または、無線にて送信できること。
- d. 自動出動指定装置と連動することにより本装置にて自動的に市民への案内サービスとして災害情報を送出できること。
- e. 本装置に順次指令機能を持ち、指令内容から自動的に順次指令文言の作成および指令台からの操作により順次指示が行えること。
- f. 消防職員で音ペン追加できるメンテナンス装置を導入すること。

ウ 車両動態位置管理装置

本装置は車両に搭載した車載端末装置により携帯電話パケット通信を利用して、各車両動態や車両位置を時系列的に監視記録するもので、車両運用管理の迅速性と合理化、省力化を図るとともに、その動態および位置情報を出動隊編成および車両運用表示盤に反映できるものであること。

携帯電話パケット通信を利用したシステムとし、消防局と車両間のデータ伝送はすべてデジタル信号にて行うこと。

(ア) 機能

- a. 車載端末装置からの動態位置情報を受信できること。
- b. 車載端末装置に対して指令情報を送信できること。
- c. 車載端末装置に対して支援情報（届出情報等）を送信できること。
- d. 車載端末装置からの指令情報要求により個別にデータを送信できること。

(イ) 機器構成

使用機器は、業務に支障がなく、快適で正常に作動すること。また、業

務の特殊性から信頼性の高い機器とする。

- a. 制御処理装置
- b. 日本語ディスプレイ

エ ナビゲーション装置端末

車両の位置を自動的に検出し、動態情報とともに指令室へ伝送するとともに指令室から伝送される他車の位置、災害点、消防活動に必要な指令情報や支援情報を車載ディスプレイに表示できるものであること。災害現場までのナビゲートをおこなえる機能を有し、指令データ受信からナビゲート開始までのタイムラグを10秒以内である機器とする。

(ア) 機能

- a. 地図データは、消防車両には管内住宅地図、救急および緊急援助隊車両には、これに近畿圏の地図を持ち、車両内において詳細に地図表示が行えること。
なお、住宅地図・道路地図とも同一の画面にて詳細な地図表示が行えること。
- b. 自立航法およびGPS衛星を使用したGPS航法の併用による位置検出機能を有すること。
- c. 指令管制システムに必要な位置・動態情報を、携帯電話パケット通信等を送出できること。
- d. AVM機能を本装置に取り込んだ一体型構造とし、小型・省スペース化を図ること。
- e. 10型以上液晶ディスプレイを採用し、ベクトル住宅地図まで詳細に表示することができること。
- f. 次の表示機能を有すること。
 - (a) 指示情報（災害点住所、災害種別別）
 - (b) 支援情報（病院情報、水利情報、通行障害等の届出情報等）
 - (c) 道路・住宅地図（個人宅氏名、水利等のシンボルマーク等）
 - (d) 他車両状況
 - (e) 事案情報表示
- g. 次の検索機能を有すること。
 - (a) 住所検索
 - (b) 目標物検索
 - (c) 病院検索
- h. 車両端末装置本体で10動態以上設定を行うことができること。設定は、10型液晶ディスプレイに内蔵したタッチパネルにより行うことができること。

- i. 車外左右に設置する設定ボタンから4動態以上の設定ができること。
- j. 動態ボタンで指令室に動態情報を送信することができること。
- k. 水利の予約及び予約解除が各出動車両の車両運用端末装置から行えること。
- l. 梯子掛け位置が各出動車両の車両運用端末装置から行えること。

(イ) 機器構成

使用機器は、業務に支障がなく、快適で正常に作動すること。また、業務の特殊性から信頼性の高い機器とする。

必要機器構成

名 称	数 量	備 考
制御コンピュータ	50台	GPS受信部、HDD内蔵
GPSアンテナ	50台	
10型液晶ディスプレイ	50台	タッチパネル一体
ジャイロセンサ	50台	
車速センサ	50台	
バックアップ用バッテリー	50台	
ケーブルセット	50式	
電源補助装置	50台	
車外設定端末装置	50式	

オ 災害状況等案内装置

本装置は、加入回線による住民や報道機関などからの災害情報の問い合わせに対して、自動的に応答して災害状況などの案内および病院情報案内を行う装置であること。音声合成装置障害時に利用するものとする。

(ア) 機能

- a. 数グループ毎のメッセージを問い合わせに対して自動的にメッセージ送出手ができること。
- b. 着信回数は自動的に計数ができること。
- c. 任意の音声、容易に録音できること。
- d. 録音方式は、IC録音とすること。
- e. 実装回線は5回線とするが、増設可能であること。

カ 発信地表示システム接続装置

発信地表示システム接続装置は、指令システムが良好に作動するよう接続すること。(契約に際しては、消防局に契約依頼を行えるものとする。)

キ 情報転送装置

指令室内で指令情報等を、すばやく情報転送装置から容易に消防団員等に任意又は、グループ単位毎に一括メール転送できること。

ク 高所カメラ制御伝送装置

将来、高所カメラが設置された場合、制御装置を取り付け、高所カメラの情報を指令室内で閲覧、制御できるよう考慮した設計とする。

8. 支援情報システムの概要

火災・救急・救助等の各種消防統計や、防火対象物・危険物施設の台帳管理及び各種統計の作成、更には職員・備品・消防団等の事務管理までをトータルにサポートし、消防事務の効率化が図れるものであること。また、火災・救急・救助等の各種消防統計作成時に指令台で入力・管理した「災害住所・災害種別・車両状況時刻」等が支援情報系システムに自動的に反映できることとし、かつ各データーが全て重複又は2度入力しないよう各帳票・集計に自動反映されるものとする。

(1) 支援情報システムの構成

支援情報システムは、指令システムと連携し以下の業務を総合したシステムである。

(ア) 予防系情報システム

- a. 消防同意業務
- b. 予防業務
- c. 防火管理者業務
- d. 危険物業務
- e. 届出等受付業務
- f. 査察結果処理業務
- g. 防火管理者講習業務
- h. 予防統計処理業務
- i. システム管理業務
- j. その他

(イ) 警防系情報システム

- a. 火災報告業務
- b. 救助報告業務
- c. 消防事故報告業務
- d. 救急報告業務

- e. 出勤報告業務
- f. 水利情報管理業務
- g. 届出情報管理業務
- h. 訓練等報告業務
- i. 車両情報管理業務
- j. 警防情報管理業務
- k. 警防システム保守業務
- l. 動画伝送システム
- m. 画像管理システム
- n. ファイリングシステム

(ウ) 総務系情報システム

- a. 資機材情報管理業務
- b. 職員情報管理業務
- c. 被服情報管理業務
- d. メールシステム

支援情報システムの構成は以下のとおりとすること。

名 称	数 量	備 考
支援情報系処理装置		
データベースサーバー	1 式	
プリンタ	1 台	
支援情報系端末		
支援情報系端末本体	250 台	
スキャナ付プリンター	35 台	(A3 モノクロ)
	7 台	(A3 カラー)
A1 インクジェットプリンター	1 台	
プロジェクター	1 台	作戦室に備付
通信制御装置	1 式	
書画カメラ	1 台	
デジタルカメラ (同一メーカー)	18 台	1000 万画素以上 3 台 600 万画素以上 15 台
交換レンズ	15 本	28mm ~ 70mm F 2.8 ~ F 3.5
	3 本	24mm ~ 70mm F 2.8
	3 本	70mm ~ 300mm F3.5 ~ F 6.5
補助記憶装置	15 枚	512MB
	3 枚	1GB
	6 枚	2GB
フラッシュ	6 台	ガイド No.15 ~ 55 をカバー
データ転送装置	18 式	
アプリケーションソフト	1 式	支援情報ソフト
		その他業務ソフト
		ウイルスソフト

(2) 支援情報システムの基本機能

各システムは法令改正に伴う帳票変更に対応できるシステムとする。システムの下記の事項については、必須機能とする。

- (ア) データベースサーバは、各システムが快適、安全に作動することとし、セキュリティの点から消防局員個人データは別途に管理すること。
- (イ) 容易な入力画面で構築されていること。また各業務の画面操作は同じ操作方法で行えること。
- (ウ) 問合せ等に対応できる検索/照会機能を有すること。
また、検索機能にあつては、全入力項目を検索条件の対象とする任意検索機能も有すること。
- (エ) 各種帳票は、自動出勤装置と自動連携し帳票作成を簡略化できること。作成された帳票は自動集計処理がなされていること。また、同一項目は帳票間をまたがって反映させること(特に国表・府表は、全て自動集計自動反映されていること)
- (オ) 消防側で扱う独自帳票については、職員が表計算ソフトにてレイアウト作成した帳票に、登録されたデータベースから帳票作成できる機能を有し、システム共通帳票としてLAN上のどの端末からでも利用が可能であること。
また、独自帳票は、統計資料用のクロス集計表および報告書などで使用する単票帳票、一覧表、複合帳表(短評と一覧表の混在)形式の帳票作成機能を有すること。
- (カ) 消防側でデータベースの内容を利用できるよう、データを表計算ソフトに出力できる変換機能を有すること。
また、表計算ソフト変換機能では、自由に変換項目の設定が行えること。
- (キ) 消防側で自由な項目が入力できる自由項目設定機能を有すること。
また、入力画面の中に、数値・コード・テキスト等の消防独自項目を配置できること。
- (ク) 報告経緯が必要な場合として、メモ機能を有し、画面の項目枠、項目桁数にとらわれずワープロ感覚での入力が可能であること。また、編集は業務ソフト(ワープロ、表計算ソフト)および簡易ワープロ(OSに付属ソフト:ワードパット等)の中から選択可能とする。
- (ケ) イメージスキャナやデジタルカメラ等のイメージデータ(JPEG形式)を取り込み、台帳情報・報告情報と関連づけ管理できること。
また、イメージデータの保管場所は、消防側で指定できること。
- (コ) 膨大なデータベースの内容を自由に項目・条件を指定し検索が行えること。
- (サ) 職員の情報伝達(電子情報等)として、各職員に速く確実に伝達できること。
- (シ) 支援情報系端末は、部屋の入退出に使用する職員カードにより使用及び使用

権限が設定できること。また、カードの作成及び使用権限の変更を容易にできること。

- (ス) 支援システムデータが記録メディア（FD，MO等）によって誰もが自由に外部に持ち出すことができないよう考慮すること。

(3) 指令システムとの連携

指令システムとの連携については、以下の通りとする。

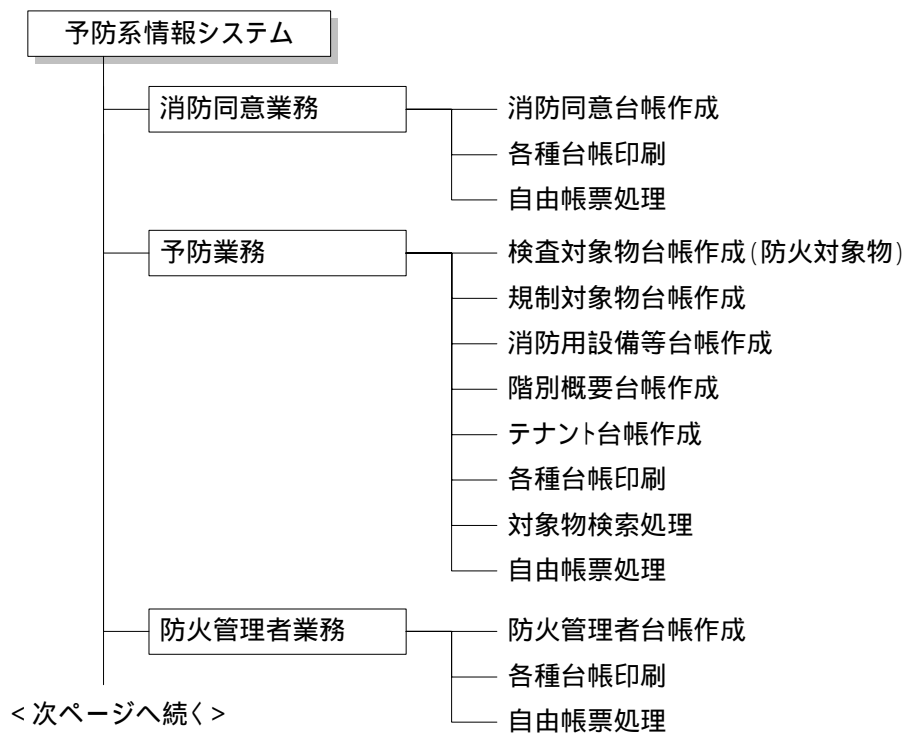
- (ア) 自動出動指定装置との連動により、災害事案（火災・救急・警戒・風水害等）および救急事案情報を読み込み、活動報告書の入力効率化を図ること。
- (イ) 防火対象物情報、危険物施設情報、水利管理情報、住宅防火管理等の各種情報を支援情報として自動出動指定装置へ送信し活用できること。

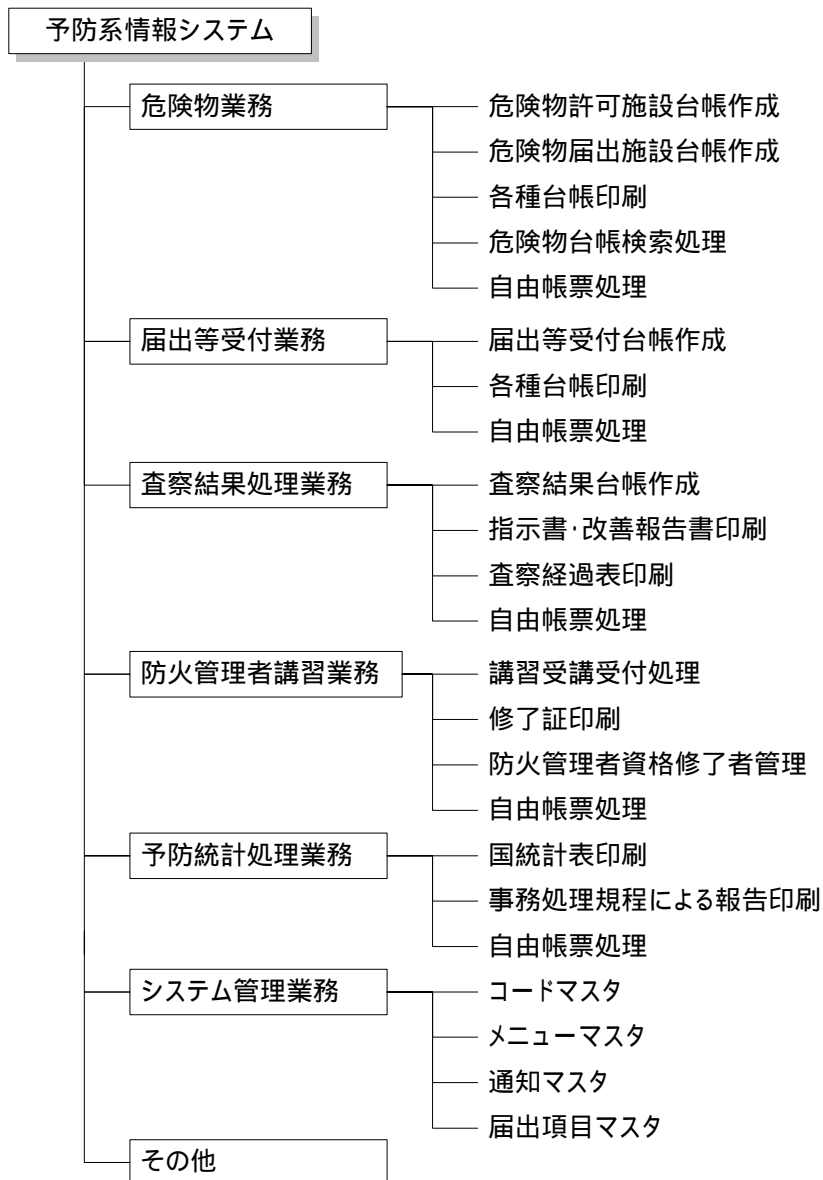
9. 支援情報システムの要求水準

(1) 予防系情報システム

ア 予防系情報システム機能

予防系情報システムの機能は以下のとおりとする。





イ 主要業務の概要

(ア) 消防同意業務

建築物の確認申請および許認可申請の同意処理が行えると共に建築物情報は防火対象物情報台帳へ反映できること。また、同意審査書、設備設置指導書等建築物に関連する帳票の出力が行えること。

- a. 確認申請書に基づき、敷地情報・棟情報等の建築同意申請入力が行えること。
- b. 同意年月日、同意 No、必要な消防設備、必要な届出、階別情報等の建築同意入力が行えること。
- c. 建築同意申請受付検索、照会、印刷が行えること。また、建築同意事

務処理簿が作成できること。

- d. 消防用設備通知書を印刷できること。
- e. 着工年月日等の建築同意設備着工入力が行えること。
- f. 設備設置検査済証が印刷できること。
- g. 同意状況、未着工データ照会、未完成データ照会等の建築同意処理状況照会が行えること。また、照会リストが出力できること。
- h. 建築物情報は防火対象物情報台帳へ反映できること。

(1) 予防業務

a. 防火対象物台帳処理

防火対象物情報の登録、修正、削除、印刷、図面管理、許認可証書および検査済証等の印刷が行えること。また、地図情報からもデータを連携し、処理を行えること。

(a) 新築の場合、建築同意情報を取り込み対象物台帳入力が行えること。

(b) 以下の対象物敷地情報入力が行えること。

- ・ 火管理者情報・共同防火管理・消防計画等の対象物管理情報入力
- ・ 対象物所有者管理者入力
- ・ 消防訓練状況入力

(c) 以下の対象物棟情報入力が行えること。

- ・ 設置状況・代替設置状況等の対象物消防用設備入力
- ・ 報告履歴情報等の対象物設備点検報告入力
- ・ 対象物階別情報入力
- ・ 届出履歴情報等の対象物届出情報入力
- ・ テナント情報入力

(d) 以下の対象物台帳検索、照会が行えること。

- ・ 敷地情報
- ・ 棟情報
- ・ 階別情報
- ・ 防火管理情報
- ・ 所有者管理者情報
- ・ 消防訓練情報
- ・ 消防設備情報
- ・ 設備点検報告情報
- ・ 届出情報
- ・ テナント情報

(ウ) 防火管理者業務

防火管理講習会（上級防火管理講習会を含む）に関する処理が行えること。

a. 事前処理

上級防火管理者および熟練者講習の事前処理として、該当者の抽出が行えること。

b. 複数講習会設定

開催予定の複数講習会の種類、受付時間、開催日等の日程、受付定員等の情報を登録できること。

c. 受講受付

- (a) 受講申込みの受付処理（変更、削除、参照）が容易に行えること。
- (b) 受講申込者一覧を作成できること。また、講習会開講時の出席者名簿を容易に作成できること。

d. 講習会結果

- (a) 講習会の出欠席状況の入力が行えること。
- (b) 講習会受講者に対し、出席者について修了証（IDカード）の発行が行えること。

e. 台帳修正

講習会修了者情報の修正が行えること。

f. 受講者管理

防火管理者台帳から修了者交付番号により、防火管理者データを反映できること。また、検索、再発行業務にも対応し管内事業所・他市修了者の管理が行えること。

(I) 危険物業務

a. 危険物台帳処理

- (a) 危険物各施設の情報登録、修正が行えること。また、施設台帳は、防火対象物コードの施設コードまたは設置許可番号で管理できること。
- (b) 台帳の新規作成は、設置許可申請、変更許可申請（転入）時、防火対象物コードの施設コードで自動採番により新規台帳が作成できること。また、許認可番号を自動採番後、台帳に自動反映すること。
- (c) 保安監督者、タンク内容、消化設備、警備設備、保安検査、定期点検、立入検査、給油取扱所等の施設情報入力が行えること。また、以下の情報も入力できること。
 - ・ 施設品名入力

- ・ 施設許可履歴入力
 - ・ 施設届出履歴入力
 - ・ 施設構造設備明細入力
 - ・ 施設タンク台帳（タンク台帳からタンク構造設備明細入力ができること。）
- (d) 地図帳位置の入力は、地図上にその位置を指定する事で行え、さらに指令システムとの連携が行えること。
- (e) 危険物施設検索画面から施設検索が行えること。
- (f) 初期運用の登録の為、新規台帳作成を可能とし、採番ボタンにより防火対象物＋施設コードで自動採番できること。
- (g) 危険物関係の各種届出処理により、危険物許認可および届出に関する履歴が自動的に各台帳に反映し、履歴としてその内容が保存され、修正、追加および印刷等ができること。
- (h) 管外転出された危険物タンクの履歴が保存されていること。
- (i) 危険物データベースが管理できること。
- b. 少量危険物等処理
- (a) 少量危険物、指定可燃物の情報と液化石油ガスおよび圧縮アセチレンガス等の情報登録と修正ができること。
- (b) 国表出力情報として防火対象物単位に管理し付属等、付属危険物施設の関連付けができること。
- (c) 少量危険物、指定可燃物の台帳の内容は、危険物施設の内容に準じること。
- c. 許可関連処理
- (a) 設置許可、変更許可、完成検査等の許可関連の申請・届出の情報を登録修正が行えること。
- (b) 許可および完成検査の番号が自動採番で行え、かつ関連台帳に反映し、証書の発行が行えること。
- (c) 下記の申請届出種別が処理できること。
- ・ 危険物製造所等設置許可申請
 - ・ 危険物製造所等変更許可申請
 - ・ 移動タンク貯蔵所変更許可通知（転出）
 - ・ 危険物製造所等変更許可申請（転入変更）
 - ・ 移送取扱所保安検査申請
 - ・ 設置許可完成検査
 - ・ 変更許可完成検査
 - ・ 屋外タンク貯蔵所保安検査申請

- ・ 変更許可完成検査（転入変更）
- d. 承認関連処理
 - (a) 仮使用、仮貯蔵、仮取扱、予防規程の承認に関する申請届出情報の登録、修正が行えること。
 - (b) 申請区分により申請者の情報を設置者、管理者、占有者、製造者の情報から初期表示できること。
 - (c) 承認の番号が自動採番で行え、かつ関係台帳に反映し、証書の発給が行えること。
 - (d) 下記の申請届出種別が処理できること。
 - ・ 危険物製造所等仮使用承認申請
 - ・ 危険物仮貯蔵承認申請
 - ・ 危険物仮取扱承認申請
 - ・ 予防規程制定・変更認可申請
- e. 完成検査前検査処理
 - (a) 水張検査、水圧検査の政令タンク・条例タンクと溶接部検査、基礎・地盤検査の申請届出の情報を登録、修正が行えること。
 - (b) 完成検査前検査の番号が自動採番で行え、かつ関係台帳に反映し、証書の発給が行えること。
 - (c) 下記の申請届出種別が処理できること。
 - ・ 完成検査前水張検査（他市位置）
 - ・ 完成検査前水圧検査（他市位置）
 - ・ 完成検査前水張検査（市内位置）
 - ・ 完成検査前水圧検査（市内位置）
 - ・ 設置完成前溶接部検査
 - ・ 設置完成前基礎・地盤検査
 - ・ タンク検査申請（少量危険物・指定可燃物）
- f. 手数料処理
 - (a) 手数料区分により手数料のメンテナンスが行えること。
 - (b) 手数料の金額を変更するタイミングがユーザーにて管理できること。また、その際、従前のデータは書き換えないこと。
 - (c) 月単位の手数料集計処理が行えること。
 - (d) 手数料明細表が出力できること。
 - (e) 手数料集計表が出力できること。
- (オ) 届出等受付業務
 - 各種届出等の受付処理が行え、各種台帳に反映できること。また、受付番号は自動で採番できること。

(カ) 査察結果処理業務

a. 結果処理

- (a) 調査結果、適マーク交付内容、立入検査履歴、違反処理等の立入検査結果入力、修正、削除が行えること。
- (b) 立入検査結果通知書等、査察結果の印刷が行えること。
- (c) 適マーク交付通知書が発行できること。

b. 適合通知・下見依頼処理

- (a) 適合通知、下見依頼に関する処理が行えること。
- (b) 適マーク交付通知書が発行できること。

c. 違反処理

- (a) 違反入力が行えること。
- (b) 違反台帳の印刷および交付書の発行が行えること。
- (c) 違反状況検索、照会が行えること。
- (d) 違反対象物履歴、違反是正進捗状況の管理が行えること。

(キ) 予防統計処理業務

- a. 国表に関係する項目について、一括突合チェック処理を行えること。
- b. エラーがあった場合はエラーリストを出力できること。
- c. 国表・任意帳票等のクロス集計処理を行い出力できること。
- d. 表間突合チェック処理が行えること。
- e. 集計結果内容検索が行え、照会リストを出力できること。
- f. 消防年報、府統計、議会資料等の編集、出力が行えること。
- g. 帳票については、消防局と協議のうえ作成するが、作成枚数については現在使用している帳票程度とする。

(ク) システム情報管理

- a. 予防系情報システムのコード、メニューまたは項目等の追加、更新、削除等が容易に行え管理できること。

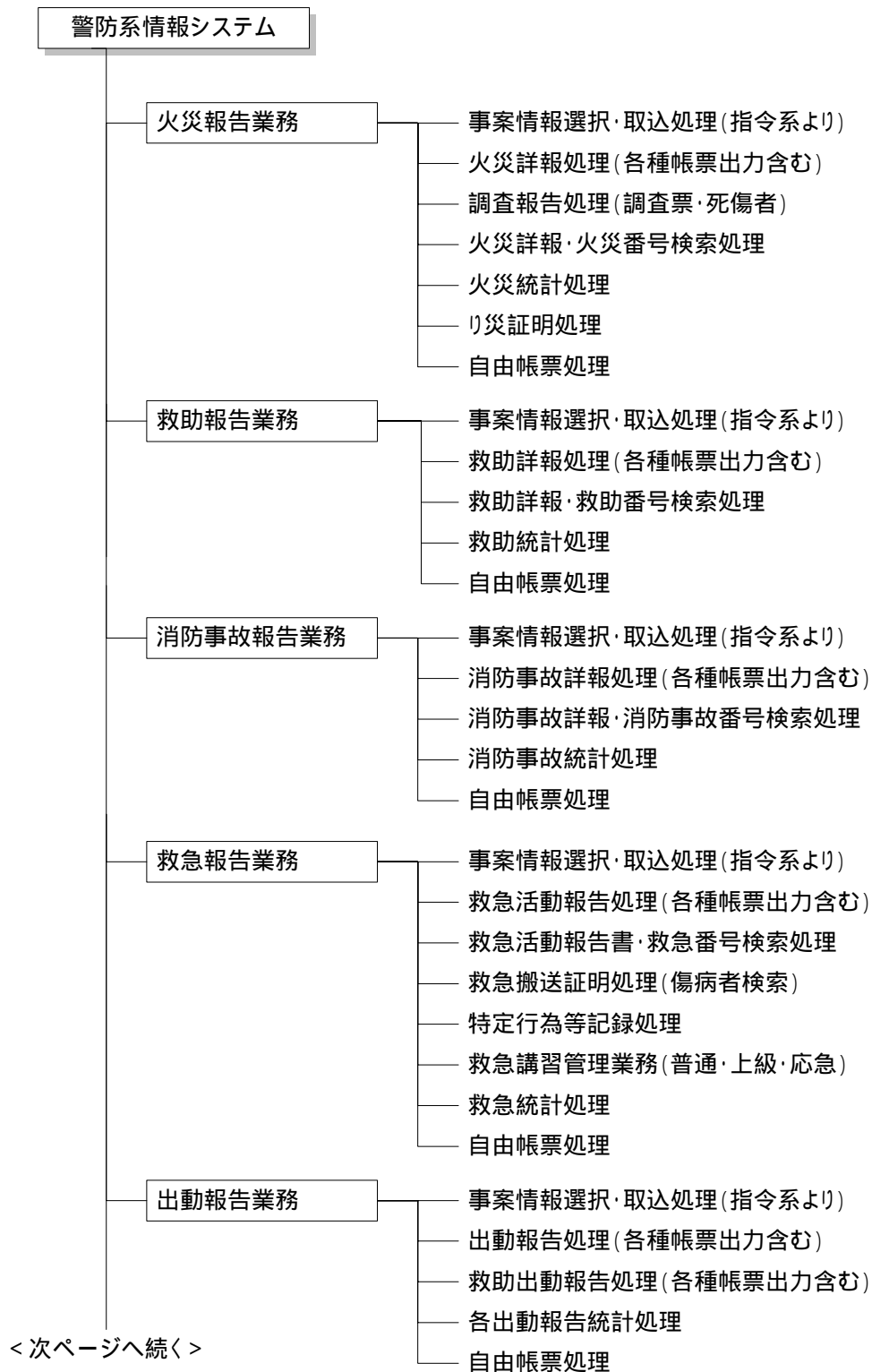
(ケ) その他

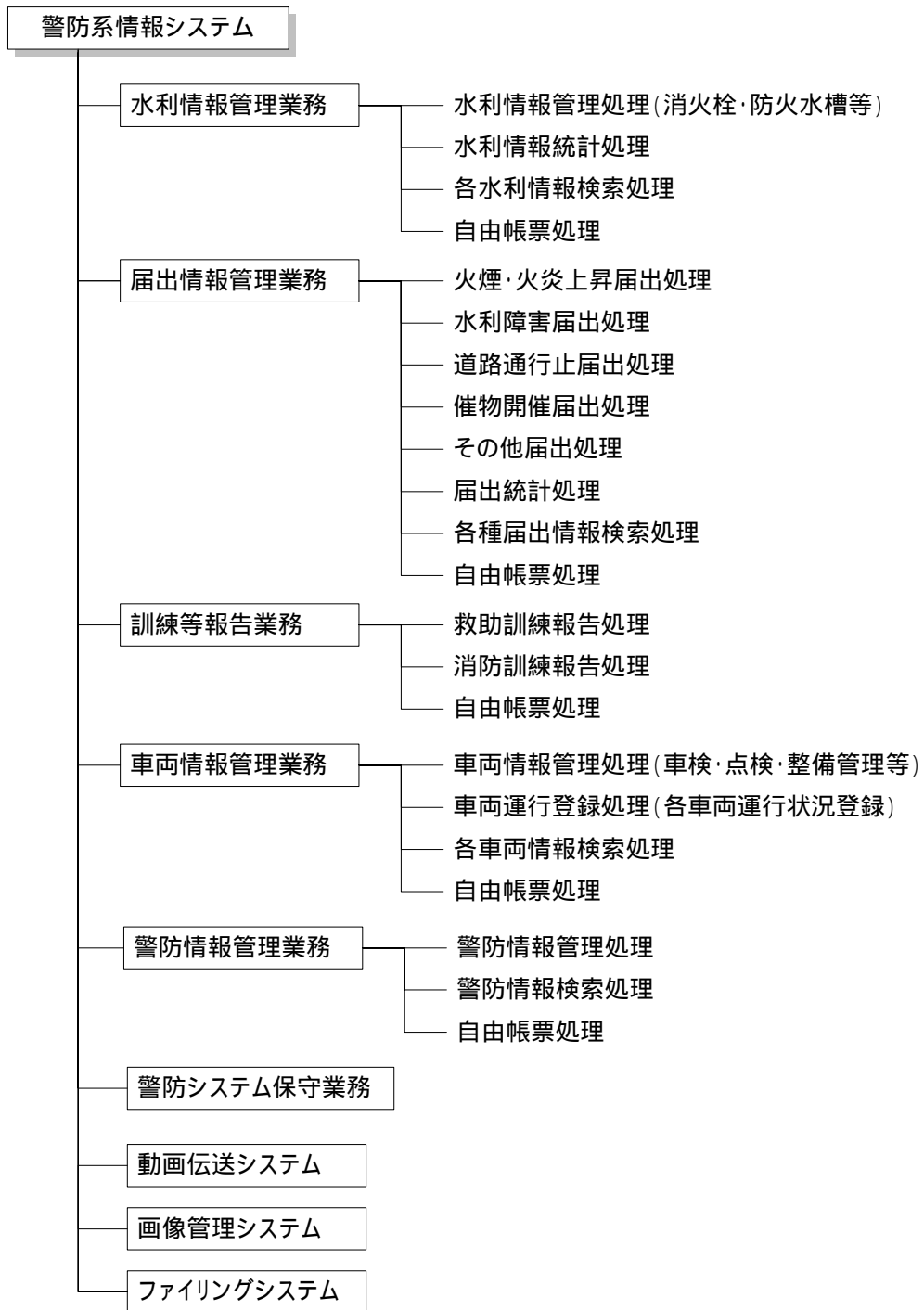
- a. 管理しているデータに対して任意検索が行えること。
- b. 管理している対象物データに対して、各情報を組み合わせて表計算ソフトへ変換が行えること。
- c. 入力情報を活用し、DM発行処理が行えること。

(2) 警防系システム

ア 警防系システム機能

警防系システムの機能は以下のとおりとする。





イ 主要業務の概要

(ア) 火災報告業務

a. 事案情報取込処理

(a) 事案選択

火災詳報入力の際に指令管制システムで生成された事案情報

の一覧表示ができること。

(b) 事案引用

火災詳報入力の際に事案情報一覧で選択された事案情報の内容を引用し、初期表示が行えること。

(c) 事案作成

指令管制システムと連携していない場合や事案情報がなかった場合に、火災詳報事案の新規作成処理が行えること。

b. 火災詳報処理

(a) 火災詳報入力

事案引用又は、事案作成で生成した火災詳報（火災概況、所有者・占有者情報、死者・負傷者情報、損害状況、通報者情報、出火状況、出動車両・人員情報、概要等）の登録、更新、参照、削除が行えること。

(b) 調査票入力

- ・ 火災発案における調査表等の登録、更新、参照、削除が行えること。
- ・ 建物等損害状況調票、火災による負傷者・死者の帳票については、火元・類焼建物および負傷者・死者毎に登録処理が行えること。

(c) 火災詳報データ連携

調査票入力時に火災詳報のデータを引用できること。

(d) 防火対象物データ連携

火災詳報および調査票入力時に災害発生対象物が防火対象物情報にある場合は、必要データを引用できること。

(e) 調査票帳票出力

調査票で入力した内容を帳票に出力できること。

(f) 入力チェック

火災詳報入力の際、火災報告突合表に応じた条件等で入力チェックが行えること。

(g) 必須項目

- ・ 火災詳報入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えること。
- ・ 火災詳報画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすること。

(h) 出動報告書連携

各隊が登録した出動報告書の内容と火災詳報が連携している

こと。

(i) 火災番号自動採番

- ・ 火災詳報で火災番号を入力する際、各市別連番毎に火災番号が自動採番されること。
- ・ 火災番号は、重複チェックのもと修正できること。

(j) 焼損事故番号入力

火災詳報入力で火災種別を焼損事故等に設定した場合、火災番号入力欄は、焼損事故別に各市別連番で重複チェックのもと修正できること。

(k) リ災者情報入力

リ災者情報（氏名、住所、生年月日、リ災程度、概要等）については、火元・類焼建物および物件毎に登録処理が行えること。

(l) 火災詳報関係帳票出力

- ・ 火災詳報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 事案を複数選択し帳票出力できること。
- ・ 年月日入力等で設定した期間の火災種別毎の火災日報が出力できること。
- ・ 出力条件に応じた火災詳報の一覧が帳票に出力できること。
- ・ 火災調査報告書に関する帳票が出力できること。
- ・ 火災原因判定に関する帳票が出力できること。
- ・ 火災事案に関する出火報告帳票が出力できること。
- ・ 国等へ報告する火災報告および火災による死者の調査票に関する帳票が出力できること。

c. 火災詳報および火災番号検索処理

年月日入力等で設定した期間の火災詳報および火災番号の一覧表示および一覧印刷が行えること。

d. 火災統計処理

帳票については、消防局と協議のうえ作成するが、作成枚数については現在使用している帳票程度とする。

(a) 固定帳票

火災詳報および調査票に入力されたデータをもとに出力条件を設定し、統計資料用に応じた統計表が出力できること。

(b) 可変帳票

- ・ 統計数が0の場合、項目を表示しないこと。
- ・ 火災詳報および調査票に入力されたデータをもとに出力条件を設定し、統計資料用に応じた統計表が出力できること。

- e. 火災証明処理
 - (a) 火災者検索

火災詳細および調査票で入力した、火災者情報（氏名、住所、生年月日、火災程度、概要等）を火災者氏名検索により表示および一覧印刷が行えること。
 - (b) 火災証明書出力

火災者検索で検索したデータをもとに、各署長別に火災証明書が出力できること。
- f. 自由帳票処理
 - (a) 自由統計表

火災詳細および調査票に入力されたデータをもとに出力条件を設定して表計算ソフトへ変換ができること。
- (1) 救助報告業務
 - a. 事案情報取込処理
 - (a) 事案選択

救助詳細入力の際に指令管制システムで生成された事案情報の一覧表示ができること。
 - (b) 事案引用

救助詳細入力の際に事案情報一覧で選択された事案情報の内容を引用し、初期表示が行えること。
 - (c) 事案作成

指令管制システムと連携していない場合や事案情報がなかった場合に、救助詳細事案の新規作成処理が行えること。
 - b. 救助詳細処理
 - (a) 救助詳細入力

救助詳細の登録、更新、参照、削除が行えること。また、救助詳細の主な内容を以下に示す。
救助概要
活動状況
通報者情報
救助者情報
死者・負傷者情報
出勤・人員車両情報
概要等
 - (b) 入力チェック

救助詳細入力の際、あらかじめ指定した条件等で入力チェック

が行えること。

(c) 必須項目

- ・ 救助詳報入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えること。
- ・ 救助詳報画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすること。

(d) 出動報告書連携

各隊が登録した出動報告書の内容と救助詳報が連携していること。

(e) 救助番号自動採番

救助詳報で救助番号を入力する際、組合連番で救助番号が自動採番されること。

(f) 救助詳報関係帳票出力

- ・ 救助詳報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 年月日入力等で設定した期間の救助種別毎の救助日報が出力できること。
- ・ 出力条件に応じた救助詳報の一覧が帳票に出力できること。
- ・ 国等へ報告する救助即報の帳票が出力できること。
- ・ 出力条件に応じた救助防事故詳報の一覧が帳票に出力できること。

c. 救助詳報および救助番号検索処理

年月日入力等で設定した期間の救助詳報および救助番号の一覧表示および一覧印刷が行えること。

d. 救助統計処理

帳票については、消防局と協議のうえ作成するが、作成枚数については現在使用している帳票程度とする。

(a) 固定帳票

救助詳報および出動報告書に入力されたデータをもとに出力条件を設定し、固定帳票として国表統計表が出力できること。

e. 自由帳票処理

(a) 自由統計表

救助詳報に入力されたデータをもとに出力条件を設定して表計算ソフトへ変換ができること。

(ウ) 消防事故報告業務

a. 事案情報取込処理

(a) 事案選択

消防事故詳報入力の際に指令管制システムで生成された事案情報の一覧表示ができること。

(b) 事案引用

消防事故詳報入力の際に事案情報一覧で選択された事案情報の内容を引用し、初期表示が行えること。

(c) 事案作成

指令管制システムと連携していない場合や事案情報がなかった場合に、救助詳報事案の新規作成処理が行えること。

b. 消防事故詳報処理

(a) 消防事故詳報入力

消防事故詳報の登録、更新、参照、削除が行えること。また、救助詳報の主な内容を以下に示す。

事故概要

通報者情報

発見者情報

死者・負傷者情報

出動車両・人員情報

概要等

(b) 入力チェック

消防事故詳報入力の際、あらかじめ指定した条件等で入力チェックが行えること。

(c) 必須項目

- ・ 消防事故詳報入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えること。
- ・ 消防事故詳報画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすること。

(d) 出動報告書連携

各隊が登録した出動報告書の内容と消防事故詳報が連携していること。

(e) 事故番号自動採番

消防事故詳報で事故番号を入力する際、災害発生管轄所別連番で消防事故番号が自動採番されること。

(f) 消防事故詳報関係帳票出力

- ・ 消防事故詳報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 年月日入力等で設定した期間の事故種別毎の消防事故日報

が出力できること。

- ・ 出力条件に応じた消防事故詳細の一覧が帳票に出力できること。

c. 消防事故詳細および消防事故番号検索処理

年月日入力等で設定した期間の消防事故詳細および消防事故番号の一覧表示および一覧印刷が行えること。

d. 消防事故統計処理

(a) 固定帳票

消防事故詳細に入力されたデータをもとに出力条件を設定し、固定帳票として統計表が出力できること。

e. 自由帳票処理

(a) 自由統計表

消防事故詳細に入力されたデータをもとに出力条件を設定して表計算ソフトへ変換ができること。

(I) 救急報告業務

a. 事案情報取込処理

(a) 事案選択

救急活動報告書入力の際に指令管制システムで生成された事案情報の一覧表示ができること。

(b) 事案引用

救急活動報告書入力の際に事案情報一覧で選択された事案情報の内容を引用し、初期表示が行えること。

(c) 事案作成

指令管制システムと連携していない場合や事案情報がなかった場合に、救急活動事案の新規作成処理が行えること。

b. 救急活動報告書処理

(a) 消防事故詳細入力

救急活動報告書の登録、更新、参照、削除が行えること。また、救助詳細の主な内容を以下に示す。

基本情報

事故概要

傷病者情報

転送情報等

(b) 入力チェック

救急活動報告書入力の際、あらかじめ指定した条件等で入力チェックが行えること。

(c) 必須項目

- ・ 救急活動報告書入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えること。
- ・ 救急活動報告書画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすること。

(d) 特定行為等記録入力

救急救命士等が実施した特定行為の内容および詳細について入力することができること。

(e) 救急活動報告書関係帳票出力

- ・ 救急活動報告書で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 救急活動報告書で入力した内容を救急報告明細表として帳票に出力できること。
- ・ 年月日入力等で設定した期間の救急種別毎の救急日報が出力でき、各事案に対する内容も出力できること。
- ・ 年月日入力等で設定した期間の特定行為実施および未実施事案の一覧表示および内容が帳票に出力できること。

c. 救急活動報告書および救急番号検索処理

年月日入力等（発生場所、疾病部位等）で設定した期間の救急活動報告書および救急番号の一覧表示および一覧印刷が行えること。

d. 搬送証明処理

(a) 傷病者検索

- ・ 救急活動報告書で入力した、傷病者情報（救急番号、事案日時、氏名、事案場所、搬送病院）を発生日・発生場所・氏名検索により一覧表示および一覧印刷が行えること。
- ・ 不搬送者の検索についても、氏名等が入力されていれば検索できること。

(b) 搬送証明書出力

傷病者検索で検索した、データをもとに各署長別に搬送証明書が印刷できること。

e. 救急講習管理処理

(a) 救急講習受付情報入力

各署所で普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習等の団体受付および開催日程の登録、変更、参照、削除が行えること。

(b) 救急講習情報入力

普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習等の受講者

情報を各署所で登録、変更、参照、削除が行えること。

(c) 救急講習情報出力

- ・ 各救急講習受付情報で入力された講習開催一覧が帳票に出力できること。
- ・ 各救急講習情報で入力された受講者名簿が帳票に出力できること。
- ・ 各署所別講習会開催一覧が帳票に出力できること。

(d) 修了証の発行

各救急講習情報で入力されたデータをもとに、受講者に対して修了証の発行が行えること。

(e) 自由帳票処理

各救急講習情報に入力されたデータをもとに出力条件を設定して表計算ソフトへ変換ができること。

f. 救急統計処理

帳票については、消防局と協議のうえ作成するが、作成枚数については現在使用している帳票程度とする。

(a) 固定帳票

救急活動報告書に入力されたデータをもとに出力条件を設定し、固定帳票として国表および府表に応じた統計表が出力できること。

g. 自由帳票処理

(a) 自由統計表

救急活動報告書に入力されたデータをもとに出力条件を設定して表計算ソフトへ変換ができること。

(オ) 出動報告業務

a. 事案情報取込処理

(a) 事案選択

出動報告書入力の際に指令管制システムで生成された事案情報の一覧表示ができること。

(b) 事案引用

出動報告書入力の際に事案情報一覧で選択された事案情報の内容を引用し、初期表示が行えること。

(c) 事案作成

指令管制システムと連携していない場合や事案情報がなかった場合に、出動報告書作成処理が行えること。

b. 出勤報告書処理

(a) 出勤報告書入力

出勤報告書の登録、更新、参照、削除が行えること。また、出勤報告書の主な内容を以下に示す。

出勤概要

放水状況

活動状況

出勤人員

概要等

(b) 入力チェック

出勤報告書入力の際、あらかじめ指定した条件等で入力チェックが行えること。

(c) 必須項目

- ・ 出勤報告書入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えること。
- ・ 出勤報告書画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすること。

(d) 出勤報告書帳票出力

- ・ 出勤報告書で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 一事案に対する全出勤隊の出勤状況が帳票に出力できること。

c. 出勤報告統計処理

帳票については、消防局と協議のうえ作成するが、作成枚数については現在使用している帳票程度とする。

(a) 固定帳票

出勤報告書に入力されたデータをもとに出力条件を設定し、固定帳票として統計表が出力できること。

(カ) 水利情報管理業務

a. 水利情報管理処理

(a) 消火栓情報入力

各署所において消火栓情報の登録、変更、参照、削除が行えること。また、消火栓情報の主な内容を以下に示す。

水利コード

設置場所

配管口径

地図座標等

(b) 消火栓以外情報入力

各署所において防火水槽等情報の登録、変更、参照、削除が行えること。また、防火水槽等情報の主な内容を以下に示す。

水利コード
設置場所
容量
地図座標等

(c) 入力チェック

各水利情報入力の際、あらかじめ指定した条件等で入力チェックが行えること。

(d) 必須項目

- ・ 各水利情報入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えること。
- ・ 各水利情報画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすること。

(e) 水利情報関係帳票出力

- ・ 消火栓情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 消火栓以外情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 各水利情報の一覧を帳票に出力できること。

(f) 位置情報登録

各水利の位置情報については、地図上で位置を指定することで、登録、変更ができること。

(g) 指令系システム連携

各署所で入力された水利情報データ(地図位置データ含む)は、指令系システムと連携し、指令管制業務に活用できること。

b. 水利情報統計処理

帳票については、消防局と協議のうえ作成するが、作成枚数については現在使用している帳票程度とする。

(a) 固定帳票

各水利情報および地水利調査情報に入力されたデータをもとに出力条件を設定し、固定帳票として統計表が出力できること。

c. 検索処理

各利水情報は任意の設定条件により検索が行えること。

d. 自由帳票処理

(a) 自由統計表

各利水情報および地利水調査情報に入力されたデータをもと

に出力条件を設定して表計算ソフトへ変換ができること。

(†) 届出情報管理業務

a. 各種届出処理

(a) 火焰・火炎上昇届出入口

各署所において火焰等届出情報の登録、変更、参照、削除が行えること。また、火焰等届出情報の主な内容を以下に示す。

期間

場所

内容

連絡先

地図座標等

(b) 水利設定届出入口

各署所において水利設定届出情報の登録、変更、参照、削除が行えること。また、水利設定届出情報の主な内容を以下に示す。

水利コード

期間

変動理由

地図座標等

(c) 道路通行止届出入口

各署所において道路通行止届出届出情報の登録、変更、参照、削除が行えること。また、道路通行止届出届出情報の主な内容を以下に示す。

期間

場所

内容

連絡先

地図座標等

(d) 催物開催届出入口

各署所において催物開催届出届出情報の登録、変更、参照、削除が行えること。また、催物開催届出届出情報の主な内容を以下に示す。

期間

場所

内容

連絡先

地図座標等

(e) 入力チェック

各種届出情報入力の際、あらかじめ指定した条件等で入力チェックが行えること。

(f) 必須項目

- ・ 各種届出情報入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えること。
- ・ 各種届出情報画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすること。

(g) 受付番号処理

各種届出処理において届出種別毎に受付番号が自動採番できること。

(h) 届出情報関係帳票出力

- ・ 火焰・火炎上昇届出情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 水利設定届出情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 道路通行止届出情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 催物開催届出情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 各種届出情報の一覧を帳票に出力できること。

(i) 位置情報登録

各種届出場所の位置情報については、地図上で位置を指定することで、登録、変更ができること。

(j) 情報表示

各種届出処理により登録されたデータは、各署所の端末、車載端末および指令台の地図にリアルタイムで表示されること。

(k) 指令系システム連携

各署所で行われた届出情報データ(地図位置データ含む)は、指令系システムと連携し、リアルタイムで指令管制業務に反映できること。

b. 届出情報統計処理

帳票については、消防局と協議のうえ作成するが、作成枚数については現在使用している帳票程度とする。

(a) 固定帳票

各種届出情報に入力されたデータをもとに出力条件を設定し、固定帳票として統計表が出力できること。

c. 検索処理

各種届出情報は任意の設定条件により検索が行えること。

d. 自由帳票処理

(a) 自由統計表

各種届出情報に入力されたデータをもとに出力条件を設定して表計算ソフトへ変換ができること。

(ク) 訓練等報告業務

a. 救助訓練報告処理

(a) 救助訓練報告入力

救助隊配置場所において各救助訓練状況（実施回数、人員、時間等）の登録・変更・参照・削除が行えること。

(b) 救助訓練報告出力

救助訓練報告で入力した内容及び一覧を帳票に出力できること。

(c) 救助訓練報告書

救助訓練報告書で入力したデータをもとに出力条件を設定し、各署所で報告書の帳票が出力できること。

(b) 自動帳票出力

各訓練報告に入力されたデータをもとに出力条件を設定して表計算ソフトへ変換ができること。

(ケ) 車両情報管理業務

a. 車両情報管理処理

(a) 車検情報入力

各車両の車検情報の登録、変更、参照、削除が行えること。また、車検情報の主な内容を以下に示す。

車検種別

期日

車検履歴 等

(b) 定期点検情報の入力

各車両の定期点検情報の登録、変更、参照、削除が行えること。また、定期点検情報の主な内容を以下に示す。

点検種別

期日

定期点検履歴 等

(c) 車両整備記録情報入力

各車両の修理情報の登録、変更、参照、削除が行えること。ま

た、修理情報の主な内容を以下に示す。

修理種別
日付
修理内容
修理履歴 等

(d) 車両情報入力

各車両の詳細情報の登録、変更、参照、削除が行えること。また、詳細情報の主な内容を以下に示す。

車種
形式
ナンバー
購入年月日
配置場所 等

(e) 入力チェック

各車両情報入力の際、あらかじめ指定した条件等で入力チェックが行えること。

(f) 必須項目

- ・ 各車両情報入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えること。
- ・ 各車両情報画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすること。

(g) 各車両情報関係帳票出力

- ・ 車検情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 定期点検情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 車両整備記録情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 車両情報で入力した内容を帳票に出力できることとする。
- ・ 年、月別の車検、点検該当車両の情報が出力できること。
- ・ 年月日入力等で設定した期間の整備記録情報の一覧が帳票に出力できること。

b. 車両運行情報処理

(a) 車両運行情報入力

各署所において車両運行情報の登録、変更、参照、削除が行えること。また、車両運行情報の主な内容を以下に示す。

燃料使用量
走行距離
稼動回数

稼働内容
整備状況 等

(b) 入力チェック

車両運行情報入力の際、あらかじめ指定した条件等で入力チェックが行えること。

(c) 必須項目

- ・ 車両運行情報入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えること。
- ・ 車両運行情報画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすること。

(d) 車両運行情報出力

車両運行情報で入力した内容を帳票に出力できること。

(e) 車両運行情報報告書

車両運行情報で入力したデータをもとに、出力条件を設定し、本部の端末で報告書の帳票が出力できることとする。また、主な報告書は以下のとおりとする。

- ・ 警備月末報告書
- ・ 燃料使用状況月末報告書

c. 検索処理

各車両情報は任意の設定条件により検索が行えること。

d. 自由帳票処理

(a) 自由統計表

各種車両情報に入力されたデータをもとに出力条件を設定して表計算ソフトへ変換ができること。

(1) 警防情報管理業務

a. 警防情報管理処理

(a) 対象物情報入力

各署所において警防対象物情報の登録、更新、参照、削除がおこなえること。また、対象物情報の主な内容を以下に示す。

バルコニー
梯子車情報
警備計画情報
指揮メモ 等

(b) 入力チェック

対象物情報入力の際、あらかじめ指定した条件等で入力チェックが行えることとする。

(c) 必須項目

- ・ 対象物情報入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えることとする。
- ・ 対象物情報画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすることとする。

(d) 対象物情報関係帳票出力

- ・ 対象物情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 対象物情報の一覧を帳票に出力できること。

(e) 防火対象物情報連携

- ・ 対象物情報管理業務は、防火対象物情報の一部分として登録、変更等が行え、システムおよびデータは予防系のものとする。
- ・ 入力画面は、警防業務メニューから入ること。

(f) 指令系システム連携

各署所で入力された対象物情報データは、指令系システムと連携し、指令管制業務に活用できること。

(サ) 警防システム保守業務

- a. 警防システムのメニューまたは項目等の追加、更新、削除等が容易に行え管理できること。また、入力されたデータの保守が容易に行えること。

(シ) 画像伝送システム

- a. 災害現場活動状況等の映像を携帯端末等によって伝送でき、その映像を指令室のマルチディスプレイに表示できることとする。

(ス) 画像管理システム

デジタルカメラの画像等をファイル形式で保存管理できることとする。

a. 画像処理

各署所において、デジタルカメラで撮影した画像等が管理でき、火災原因調査、各種報告資料として保存できることとする。

b. 画像ファイルの送受信

画像ファイルをオンラインにより送受信できることとする。

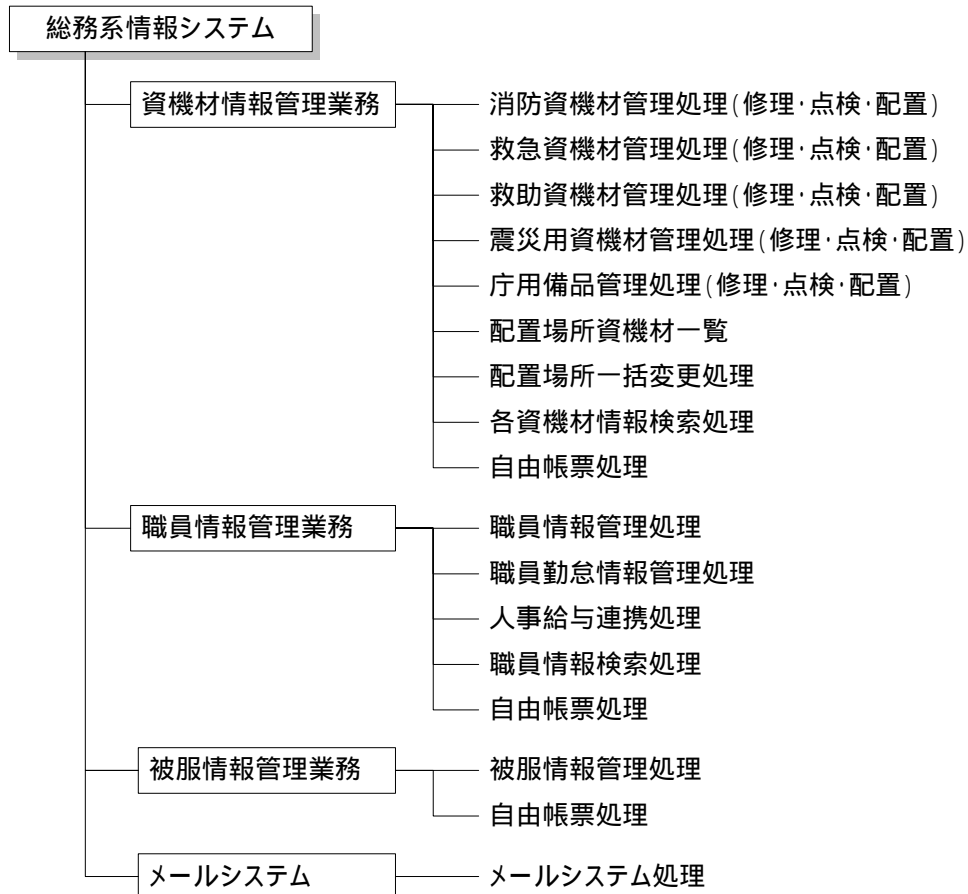
(セ) ファイリングシステム

- a. イメージスキャナーで読み込んだ文書および写真等をファイリングして保存できることとする。
- b. 抽出条件により指定のファイルが検索できることとする。

(3) 総務系システム

ア 総務系システム機能

総務系システムの機能は以下のとおりとする。



イ 主要業務の概要

(ア) 資機材情報管理業務

a. 消防資機材管理処理

(a) 消防資機材情報入力

消防資機材情報の登録、更新、参照、廃棄、削除が行えること。

また、消防資機材情報の主な内容を以下に示す。

修理情報
点検情報
配置情報等

(b) 消防資機材関係帳票出力

消防資機材情報で入力した内容を帳票に出力できること。

- b. 救急資機材管理処理
 - (a) 救急資機材情報入力
 - 救急資機材情報の登録、更新、参照、廃棄、削除が行えること。
 - また、救急資機材情報の主な内容を以下に示す。
 - 修理情報
 - 点検情報
 - 配置情報等
 - (b) 救急資機材関係帳票出力
 - 救急資機材情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- c. 救助資機材管理処理
 - (a) 救助資機材情報入力
 - 救助資機材情報の登録、更新、参照、廃棄、削除が行えること。
 - また、救助資機材情報の主な内容を以下に示す。
 - 修理情報
 - 点検情報
 - 配置情報等
 - (b) 救助資機材関係帳票出力
 - 救助資機材情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- d. 震災用資機材管理処理
 - (a) 震災用資機材情報入力
 - 震災用資機材情報の登録、更新、参照、廃棄、削除が行えること。また、震災用資機材情報の主な内容を以下に示す。
 - 修理情報
 - 点検情報
 - 配置情報等
 - (b) 震災用資機材関係帳票出力
 - 震災用資機材情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- e. 入力チェック
 - 各資機材情報入力の際、あらかじめ指定した条件等で入力チェックが行えること。
 - (a) 各資機材情報入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えること。
 - (b) 各資機材情報画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすること。
- f. 配置場所一括変換処理
 - 各資機材配置場所の変更処理を一括に行えること。

g. 検索処理

各資機材情報は任意の設定条件により検索が行えること。

h. 自由帳票処理

(a) 自由統計表

各資機材情報に入力されたデータをもとに出力条件を設定して表計算ソフトへ変換ができること。

(1) 職員情報管理業務

a. 職員情報管理処理

(a) 職員情報入力

職員情報の登録、更新、参照、削除が行えること。また、職員情報の主な内容を以下に示す。

氏名

所属

階級

役職等

(b) 職員情報帳票出力

- ・ 職員情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 職員情報の一覧を帳票に出力できること。

b. 職員勤怠情報管理処理

(a) 職員勤怠情報入力

各署所において職員勤怠情報の登録、更新、参照、削除が行えること。また、職員勤怠情報の主な内容を以下に示す。

時間外勤務

各種手当

出勤簿等

(b) 職員勤怠情報帳票出力

- ・ 職員勤怠情報で入力した内容を帳票に出力できること。
- ・ 職員勤怠情報の一覧を帳票に出力できること。

c. 入力チェック

職員情報入力の際、あらかじめ指定した条件等で入力チェックが行えること。

(a) 職員情報入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えること。

(b) 職員情報画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすること。

- d. 人事給与連携処理
 - (a) 職員情報の互換性

人事給与システムに蓄積されている職員情報データを職員情報管理業務データとして利用でき、また媒体（FD、MO等）に保存できること。
 - (b) 職員勤怠情報の互換性

各署所で入力された職員勤怠情報を本部の端末で表計算ソフトへ変換できること。
- e. 検索処理

職員情報は任意の設定条件により検索が行えること。
- f. 自由帳票処理
 - (a) 自由統計表

職員情報に入力されたデータをもとに出力条件を設定して表計算ソフトへ変換ができること。
- (ウ) 被服情報管理業務
 - a. 被服情報管理処理
 - (a) 被服申請情報入力

各署所において被服申請情報の登録、更新、参照、削除が行えること。
 - (b) 入力チェック

被服申請情報入力の際、あらかじめ指定した条件等で入力チェックが行えること。
 - (c) 必須項目
 - ・ 被服申請情報入力の際、あらかじめ指定した必須項目の設定が行えること。
 - ・ 被服申請情報画面における必須項目名は他の項目名と識別できるようにすること。
 - (d) 個人サイズ情報入力

各署所において個人サイズ情報の登録、更新、参照、削除が行えること。
 - (e) 持ち点情報入力

本部端末において各職員の持ち点情報の登録、更新、参照、削除が行えること。
 - (f) 被服申請情報のデータロック

各署所で入力された被服申請情報を期間設定によりロックできること。

(g) 被服情報帳票出力

- ・ 品目別個人申請状況が帳票に出力できること。
- ・ 品目別、署所別申請集計表が帳票に出力できること。
- ・ 個人サイズ情報が帳票に出力できること。

(h) 職員情報連携

各被服情報で使用する職員情報は、職員管理業務のデータと連携できること。

b. 自由帳票処理

(a) 自由統計表

各被服情報に入力されたデータをもとに出力条件を設定して表計算ソフトへ変換ができること。

(I) メールシステム

a. メールシステム処理

(a) 掲示板機能

- ・ 事務連絡等の情報を共有し、閲覧ができること。掲示された内容は蓄積できること。
- ・ 事務担当課・係ごとに専用の掲示板が作成できること。
- ・ 担当課・係から情報を発信するときは、任意で発信先を選択できること。
- ・ 蓄積された情報から必要な情報を検索し、閲覧及び印刷ができること。

(b) メール機能

- ・ 個別及びグループ単位で発信できること。
- ・ 本人あての伝言のみを閲覧できること。

(4) 支援システム設備機器

支援情報管理装置と各署所に設置する端末は、通信機器等により情報の受け渡しがスムーズに行えること。

ア 支援システムサーバー

(ア) 機能

- a. 支援システムの共通的なコードの一元管理ができること。
- b. 指令業務、支援業務間の情報の受け渡しが、オンラインでスムーズに行えること。
- c. セキュリティ機能等によりデータの保護を図ること。
- d. システム管理により、使用できる支援情報システムの制限が行えることとする。また、容易に制限の変更ができること。

e. 本部機能に障害が発生した場合や部分的な障害が発生した場合にも全システムが運用不能にならない構成とすること。

f. データを二重化構造とし片方に障害が発生した場合でも継続運用が可能なこと。

(イ) 機器仕様

支援情報システムサーバーとして安全性が高く、快適に作動する機器とする。

イ 支援システム端末装置

(ア) 機能

a. セキュリティ機能を有すること。

b. オンラインによりスムーズにデータ共有ができること。

c. 支援情報ソフトがインストールでき、快適に作動できること。

d. その他業務ソフトがインストールでき、快適に作動できること。

(イ) 機器仕様

支援情報ソフトおよびその他業務ソフトが快適に、作動する機器とする。

ウ アプリケーションソフト

アプリケーションソフトとは、支援システム端末にインストールされる基本ソフトであり以下のものとする。

(ア) 支援情報ソフト

支援システムが支援システム端末で安全、快適に作動し、支援システムの入力及び検索等を行うソフトとする。

(イ) その他業務ソフト

その他業務ソフトは以下のものとする。

a. 一般市販オフィス系ソフト (WORD、EXCEL、POWERPOINT、グループウェア)

b. ドローイングソフト

消防同意業務、予防業務等で配置、平面図を簡易に作成、修正できること。

エ ウイルスソフト

支援システムの安全性を確保すると共に、信頼性の高いものとし、最新のウイルスに送球に対応できること。

10. 設置工事に関する要求事項

(1) 設置対象機器

本業務に関わる全ての機器とする。

移設するシステム及び装置は下記の通りとする。

種 別	名 称
電話関係	
専用回線	大阪府警本部
	枚岡警察
	河内警察
	布施警察
	関西電力
	大阪ガス
	近畿自動車道
	阪神高速道路
	第二阪奈有料道路
	新石切駅
	石切駅
	大東市消防本部
	大阪市消防局（転送装置含む）
	一般回線
防災ファックス	
福祉ファックス	
順次通報装置	
大阪府医療情報システム端末機 KDDI 光 I P 電話システム	
無線関係	
消防無線	府県波無線装置
	全国第 2 無線装置
	全国第 3 無線装置
	第二阪奈有料道路無線設備遠隔制御器
	無線免許状記載変更
府防災無線	府防災行政無線
市防災無線	市防災行政無線固定系遠隔制御装置
	集落可搬型無線電話装置
ネットワーク関係	
消防局	局、各署ネットワークシステム
東大阪市	東大阪市電子行政ネットワーク

(2) 設置工事の考え方

設置工事実施に当たっては、施工計画書を作成し消防局の承認を得る。また、下記の事項に充分考慮して実施する。

- ア 工事中の安全に配慮すること。
- イ 騒音、粉塵等を最小限に抑えるよう考慮すること。

- ウ 近隣の物件、道路等について充分配慮すること。
- エ 環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。
- オ ライフサイクルコストの低減に努めること。
- カ 機器転倒等の未然防止に努めること。

(3) 事故等の対応

万一、事故等が発生した場合、速やかに消防局に報告するとともに作業を中断し早期復旧に努めること。

(4) 法令等の遵守

本業務を行うにあたり、必要とされる関係法令およびその他の条例等についても遵守のこと。

(5) 使用器具、予備品

保守作業に必要とする工具、測定器および予備品は受託者の負担とする。ただし、必要に応じて貸与もしくは使用について協力をすること。

(6) 費用の負担

業務に要する費用、専用線併設工事等に伴う使用料及び申請費用は、事業者の負担とする。

(7) 設置、移設に関する要求事項

施設の建設及び維持管理の要求水準を満たすと伴に、施工計画書に基づき、工事を実施する。

- ア 機器が良好に作動するように据付、配線および電源工事等を行うこと。
- イ 各装置の据付は、地震等において容易に転倒しないこと。
- ウ ケーブル等配線については、施工後、系統および配線が容易に判断できること。
- エ 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められた方法により適切に搬出、処分すること。
- オ 将来における機器の更新および移設等を考慮すること。
- カ 通常業務に支障をきたさないこと。
- キ 移設については、大阪府、他市及び関係機関が設置した機器等については、設置者の承諾を得て行うこと。

(8) 検査

装置据付、配線、調整試験等の完了後は、消防局の検査を受けるものとする。

検査において関係法令等の不合格、または要求水準および施工計画書通り完成していない場合は、直ちに改修を行い再検査を受けること。

1 1 . 支援システム更新に関する要求事項

(1) 更新時期

支援情報端末装置については、5年を目途に更新すること。

(2) 更新機器

支援情報端末装置および支援情報端末に接続されている付属機器(プリンター等)及びアプリケーションソフト(支援情報ソフト、その他業務ソフト)とする。

(3) 更新に関する要求事項

支援システム更新については、更新計画書に基づき消防局と協議のうえ実施する。

ア 更新機器及びアプリケーションソフトについては、更新時の技術進歩に見合ったものとする。

イ 指令システム及び支援システムとの連携がとれ、快適に作動すること。

ウ 支援システムを更新時、必要と思われる工事がある場合、消防局と協議のうえ実施する。

・高機能消防指令センターの維持管理に関する要求水準

1. 目的

事業者は、施設運用開始から事業期間終了までの間、高機能消防指令センター総合整備業務の正常な機能を保持し、快適で効率的な運用が可能なこと。また、劣化に伴う機能低下を防止し、システムの信頼性を高めるため、維持管理業務を行う。

2. 一般事項

(1) 業務内容

- ア 指令システム及び情報システム保守業務
- イ 指令システム及び情報システム教育訓練業務

(2) 業務実施の考え方

業務の実施に当たっては、事業期間を通じて下記のこと考慮した、維持管理業務計画書を作成し、実施する。また、毎事業年度の開始前に年間維持管理業務計画書（保守計画、業務責任者、技術者等）を作成し、消防局へ書面により提出、承認を得る。

- (ア) 維持管理は、予防保全を基本とする。
- (イ) 劣化等による障害の未然防止に努めること。
- (ウ) 省資源、省エネルギーに努めること。
- (エ) ライフサイクルコストの削減に努めること。
- (オ) 故障等による対応を定め、早期回復に努めること。
- (カ) 通常業務に支障をきたさないように努めること。

(3) 点検および故障等への対応

点検および故障等への対応は、維持管理業務計画書に基づき速やかに実施すること。

(4) 法令等の遵守

本業務を行うにあたり、必要とされる関係法令およびその他の条例等についても遵守のこと。

(5) 使用器具、予備品

保守作業に必要とする工具、測定器および予備品は受託者の負担とする。た

だし、必要に応じて貸与もしくは使用について協力をすること。

(6) 費用の負担

業務に要する費用は、事業者の負担とする。ただし、回線通信費用、消耗品（紙、トナー及びFD等）については消防局が費用を負担する。
災害等においての修理についてはこの限りではない。

3. 維持管理業務に関する要求水準

(1) 指令システム

年間維持管理業務計画書および事業契約書等に基づき、高機能通信指令システムが常に正常な機能を保持できるように、ライフサイクルコストに考慮し計画的に保守・点検業務を行う。

ア 保守対象機器

指令システムに関する全ての機器

イ 定期点検保守

年間維持管理業務計画書にもとづき設備機器の点検、調整、清掃および部品交換を行う。（交換部品を含む）

定期点検保守作業中、修理が必要と思われる場合、迅速に調査・診断を行い職員と協議のうえ修理等を実施する。

ウ 故障・障害発生時の対応

故障・障害が発生した場合、24 時間 365 日対応可能とし、速やかに技術員を派遣し正常な機能状態に復旧する。

エ 運用支援

指令システムの操作確認、問合せがある場合、年間維持管理業務計画書に基づき速やかに対応する。

オ データ更新

(ア) 地図データに関して、年間維持管理業務計画書に基づき、最新のデータとなるように更新を行う。

(イ) 地図データに関して消防局より要請がある場合、地図データ入力支援を行う。

カ 報告書の提出

定期点検および故障修理作業が完了した場合、処置について職員の確認を受け、報告書を作成し提出する。

(2) 支援システム

年間維持管理業務計画書および事業契約書等に基づき、支援システム(総務部門システム、警防部門システム、予防部門システム)が正常に作動し、業務が効率的に行えるよう維持管理業務を行う。

ア 保守対象機器

支援システムに関する全ての機器

イ 故障・障害発生時の対応

故障・障害が発生した場合、年間維持管理業務計画書に基づき、速やかに技術員を派遣し正常な機能状態に復旧する。

ウ 帳票追加・変更

国表および府表において追加および変更がある場合、速やかに追加、変更を行う。ただし、東大阪市独自の帳票の変更および追加については、事業者と協議の上、実施する。

エ 運用支援

システムの操作確認、問い合わせがある場合、年間維持管理業務計画書に基づき速やかに対応する。

オ 報告書の提出

故障修理作業が完了した場合、処置について職員の確認を受け、報告書を作成し提出する。

(3) その他業務ソフト

その他業務ソフトについては、本業務外とする。

(4) ウイルスソフト

ウイルスソフトは常に最新のものが使用できるようにする。

ア 故障・障害発生時の対応

故障・障害が発生した場合、年間維持管理業務計画書に基づき、速やかに技術員を派遣し正常な機能状態に復旧する。

イ 報告書の提出

故障修理、復旧作業が完了した場合、処置について職員の確認を受け、報告書を作成し提出する。

4. 教育訓練に関する要求水準

指令システムおよび支援システムの各装置と機能の理解について、また適切な使用ができるよう教育訓練業務を行う。

毎事業年度の開始前に教育訓練業務計画書を作成し、職員と協議のうえ書面により承認を得て、実施する。

(1) 指令システム

教育訓練業務計画書に基づき業務を実施し、使用する全ての職員が十分運用できること。

教育訓練時期については、機器設置、更新時に使用する全ての職員に教育訓練を行う。

(2) 支援情報システム

教育訓練業務計画書に基づき業務を実施し、使用する全ての職員が十分運用できること。

教育訓練時期については、システム更新時および帳票等変更時に教育訓練を行う。

(3) その他業務ソフト、ウイルスソフト

その他業務ソフトについて、教育訓練は行わない。

(4) その他システム管理職員に対して

システム管理職員に対して上記教育以外にシステム運用管理を行う立場から別途教育訓練を実施し、管理する職員が十分にシステム管理ができること。

(5) マニュアル作成

消防局内訓練用として、指令システム及び情報システムについてマニュアルを作成すること。